

第百六十二回国
会
参議院外交防衛委員会會議録第十八号

平成十七年七月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月六日

辞任

松下 新平君

補欠選任

喜納 昌吉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

林 芳正君

浅野 勝人君

三浦 一水君

山本 一太君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

委員

岡田 直樹君

柏村 武昭君

桜井 新君

谷川 秀善君

山谷えり子君

犬塚 直史君

喜納 昌吉君

佐藤 道夫君

田村 秀昭君

白 眞勲君

荒木 清寛君

澤 雄二君

緒方 靖夫君

大田 昌秀君

国務大臣

国務大臣
(防衛庁長官)

大野 功統君

副大臣

防衛庁副長官

今津 寛君

外務副大臣

谷川 秀善君

大臣政務官

防衛庁長官政務官

柏村 武昭君

事務局側

常任委員会専門員

泊 秀行君

政府参考人

内閣法制局第二部長

横畠 裕介君

防衛庁防衛局長

飯原 一樹君

防衛庁運用局長

大古 和雄君

防衛庁人事教育局長

西川 徹矢君

外務大臣官房審議官

中根 猛君

外務省国際法局長

林 景一君

参考人

三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部副事業本部長

西山 淳一君

東洋英和女学院大学国際社会学部助教授

石川 卓君

本日の會議に付した案件

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る六日、松下新平君が委員を辞任され、その補欠として喜納昌吉君が選任されました。

○委員長(林芳正君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として、三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部副事業本部長西山淳一君及び東洋英和女学院大学国際社会学部助教授石川卓君に御出席いただき、ありがとうございます。

この際、参考人の方々に對し、本委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。
皆様から忌憚のない御意見をいただき、今後の調査の参考にしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議事の進め方について申し上げます。

まず、参考人からお一人二十分程度で順次御意見を述べいただき、その後、正午までをめぐに質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

また、御発言の際は、その都度委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。
それでは、まず西山参考人に御意見を述べいただきます。西山参考人。

○参考人(西山淳一君) 三菱重工の西山でございます。

現在は三菱重工の本社で営業を主体に活動しておりますけれども、大学で機械工学を専攻しまして、三菱重工に入社して以来ずっとミサイルの設計作業に携わってまいりました。

また、ミサイル防衛に関しましては、一九八八年の十二月から開始されました西太平洋戦域ミサイル防衛構想研究、通称WESTPACスタディーのときから担当しております。

本日は、弾道ミサイル防衛に関する技術的な課題について御説明させていただく機会を与えていただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に資料を配付してありますが、まず、弾道ミサイルとは何かということからお話したいと思っております。

世界初の弾道ミサイルは、一九四〇年代にドイツによって開発されたV2号です。このミサイルは、フォン・ブ라운博士らによって開発されまして、全部で五千基生産されたと言われております。実戦で使用されまして、イギリスを恐怖に陥れました。フォン・ブ라운博士の夢は宇宙飛行でありましたが、兵器開発は最先端技術であり、これを行うことにより宇宙飛行の技術確立しようと考えたと言われております。

一九九一年の中東湾岸戦争におきまして、イラクからスカッドミサイルが発射されたのは記憶に新しいところであります。イラクから発射されたスカッドは、ソ連が開発しましたスカッドBをベースに射程を延伸するよう改良されたものでした。スカッドBの直径はV2型の約半分、射程は約三百キロメートル、そのペイロードは約一トンというところで、これはV2型とほとんど同等であります。お手元の資料の図一にV2型とスカッドの比較を載せてありますので、まあ大きな感じが分かります。

現在、日本への脅威と考えられているスカッドの発展型であるノドン、テポドンなどはスカッドの技術、すなわちV2型の技術をベースに更に改良を加えたものと考えられています。

次に、弾道ミサイルの定義とは何かということを整理してみたいと思っております。

一般的には射程三百キロメートル以上で弾道飛行するミサイルと言われております。最小射程

の明確な定義はありませんけれども、射程百キロ程度のものも弾道ミサイルの分類に入れている例もあります。

野球のボールを速くまで飛ばすには投げるスピードを速くすればよいというのは子供でも分かる理屈でありますけれども、弾道ミサイルの速度というのはロケットモーター、ロケットエンジンですが、この燃焼終了時の速度、これをバーンアウト速度と呼んでいますけれども、この速度で規定されています。これが速ければ速いほど速くまで飛ぶということになります。射程三百キロメートルであれば約一・五キロメートル・パー・セック、一秒間に一・五キロメートルです。それから、射程千三百キロメートルになりますと、約三キロメートル・パー・セックということで、音速の約十倍、マッハ十相当というふうに言われています。

もっと遠くまで届く大陸間弾道ミサイル、ICBMと呼びますけれども、ICBMになりますと、このバーンアウト速度というのは六キロメートルから七キロメートル・パー・セックと、パー・セカンドになります。この速度が更に速くなりまして七・九キロメートル・パー・セカンドになりますと人工衛星になるということで、スピードをどんどん上げていくと最終的には人工衛星になるという形になります。この図二に速度と射程の関係というを示してあります。

また、ちよつと話が戻りますが、一九五七年にソ連は世界で初めてスプートニク人工衛星を打ち上げました。いわゆるスプートニクショックと言われています。アメリカは、ソ連に大陸間弾道ミサイルができたということで大変なショックを受けたわけです。このときから世界は本格的な宇宙開発競争の時代に入りまして、また、これは同時にICBMが実用化に向け本格的に開発が開始された年だというふうにも認識しております。

図の三に弾道ミサイルと衛星の高度の関係を示しました。

日常的にお世話になっているというか、こういう衛星に気象衛星、放送衛星等があります。これは高度三万六千キロメートルの赤道上空で地球を回っております。地球の自転速度と同じ速度で回っているものですから、いつも同じところに見えるということでも静止衛星と呼ばれています。実際には一日掛けて地球を一回りしているということでございます。

それから、カーナビに利用されていますGPS衛星というのは高度二万キロメートルで飛行しておりまして、スペースシャトルなどは、そのときのミッションによって違うのですけれども、二百キロメートルから六百キロメートルの間を飛んでいます。

この弾道ミサイルの軌道なんですけれども、低高度の人工衛星軌道を横切つて宇宙空間から落下してくると、こういうような飛しょう経路を通ることになります。

今度は、兵器としての弾道ミサイルというのは、ペイロードとしまして弾頭を搭載しています。その弾頭の種類には、通常弾頭、これは火薬の入っている弾頭です、それから生物兵器弾頭、化学弾頭、核弾頭など、こういうような種類がございます。特に生物、化学、核弾頭は、ある高度より高い高度でその弾頭が起爆する前に破壊することがその弾頭を無力化するための条件ということになります。そのためには直撃ということでは、直撃によって破壊をするということで大きなエネルギーが必要で。

図四には直撃の様相を示しておりますが、この図の左側から弾頭を示してありまして、これをキルビークルと言われる迎撃体が直撃し、破壊する例を示しています。右下の図は、小さな断片を放出するような弾頭では弾道ミサイルの弾頭を破壊することは困難ということで、例を示してあります。それから、同じくこの図には命中直前の赤外線画像を参考としてお示ししてあります。

次に、弾道ミサイル防衛の技術的な課題として問われるということで、まず当たるのか当たらないのかという話があると思います。

一般にはブレット・トゥー・ブレット、弾丸を弾丸で撃つという表現で、非常に難しいとの印象を与えています。しかし、ここで思い起こしていただきたいのは、鉄砲あるいは大砲の弾丸というのは無誘導で、ただ真つすぐ飛ぶだけというものであるということです。ピッチャーがボールを投げます。これに対して、バッターはボールを見ながらバットが当たるようにコントロールするわけですが、それと同じことがこの迎撃ミサイルにも行われています。ミサイルに目がありまして、これはシーカーと呼んでいますけれども、この目が弾道ミサイルの像をとらえまして、これに向かつて自分自身を制御して直撃に至るということになります。そのシーカーの目が見たのが先ほどお示しました図四の赤外線画像ということになります。

アメリカにおきまして迎撃実験が何度か行われておりまして、これは一度命中に成功すれば技術的には直撃の可能性を実証したことということになります。つまり、一度成功すればもう一度同じことができるということで、もう既に弾道ミサイルを迎撃することが不可能ということとは言えなくなつたという状況にあると思います。

これからの課題としましては、運用に堪えるシステムを構築する、つまりシステムとしての信頼性を向上するということが課題となるということになります。表一にはベトリオットPAC3、SM3などの発射試験等の実績をお示ししてあります。

それから次に、全部を落とせないなら高いお金を出しての配備は無用であるという議論もありますが、軍事におきまして攻撃も防御も一〇〇％ということはないというふうに考えております。

これは、攻撃を受けたときに被害を局限できるかとの観点で考える必要があるというふうに思います。そのために掛かるコストはどのぐらい許容できるかということだと思ひます。配備数、ミサイルの防衛に費やす妥当な費用規模につ

いては私が議論すべき内容だと思ひませんのでこれ以上お話ししませんけれども、どんなシステムでも一〇〇％ということはないと、その中で現実的な解が求められているというふうに思ひます。

歴史的視点でもう一度整理してみますと、一九四〇年代に開発された弾道ミサイルV2、その現代版のスカッド、それを落とせるようになったのが一九九〇年代に入つてからです。つまり、弾道ミサイルを撃ち落とすことができるまで五十年掛かりました。防衛というのは難しいということを証明していると思ひます。その難しい防衛能力を持つということ、またそれを実証してみせるということは技術力の優位性を示すということだと思ひます。

次に、日本の宇宙ロケット技術レベルはどの程度であるかということを見たいと思ひますが、宇宙ロケット技術と言ひましたけれども、基本的には弾道ミサイルの技術と同等のものだということなんです。日本は一九五五年にペンシルロケットの発射を行いました。今年でちょうど五十年になります。その後、一九七〇年にラムダロケット、これは固体のロケットですが、これで人工衛星を打ち上げに成功しました。世界で四番目の打ち上げということなんです。

これは、人工衛星を打ち上げたということは、地球上のどこにでも飛ばせる能力を実証したということになります。日本人のその当時の認識と関係なく、世界から日本に弾道ミサイルの技術ができたと思はれたというふうに思ひます。

それから、液体ロケットのエンジンですけれども、一九七五年にアメリカから技術を導入したN1ロケットというのを開発しまして人工衛星を打ち上げました。これが今のHIIAロケットにつながつています。

今、弾道ミサイルとロケット技術と同じと言ひましたけれども、人工衛星の打ち上げ能力ができたからといって、すぐに弾道ミサイルというものを造れるということではありません。技術的には同種のものでありますが、兵器としての要求事項はまた

違うものであります。

先ほど来、迎撃する技術の方が打ち上げるより難しいということを示し述べましたが、それはより高い技術力を要求されているということだと思えます。その弾道ミサイルを撃ち落とす技術能力を示すことが防衛技術の高さを示すということになると思っております。この迎撃実験による実証は技術の優位性を目に見える形で示すということだと思えますし、それは民間企業の技術、製造基盤に裏打ちされた技術の蓄積によってのみ可能というふうにも思っております。

ミサイル防衛によって得られる技術は何かということを考えていきますと、目標を遠くで見つけるセンサーの技術とか目標を撃墜する技術、小さな目標に当てる誘導制御の技術、弾頭を無力化する技術などと、こういうのがあると思えますが、このような小さな目標に高速物体をぶつけてやるという精密誘導の技術。これは、この七月四日にアメリカのNASAがすい星に物体を衝突させました。ディープインパクトということでニュースになっていましたけれども、これは更に高度な精密誘導技術の成果だというふうにも思っております。

あと、ミサイル防衛の技術としましては、効率よく運用する指揮統制の技術、短時間で意思を決定するための技術、大規模なシステムをまとめるためのシステム・オブ・システムの技術というものがあります。

これが民間に役に立つのかという疑問もあるわけですが、一つの例としましては、最近ではタクシーに乗ってもカーナビを付けている車が多くなりましたけれども、軍事衛星であるGPSの利用が生活の一部になっていると。アメリカがこれを無償で世界じゅうで使うことを許しております。いつの間にか軍事技術が生活の中に浸透しているということになっております。

この弾道ミサイルを迎撃する技術を開発するのにアメリカでも五十年掛かっているわけですからけれども、これを日本独自でやるのは難しいと思いま

すので、やはりアメリカとの共同研究を更に拡大していくべきだというふうにも思っております。

日本の構想としましては、二〇〇三年の十二月にBMDシステムの導入を政府が決定しましたので、それで導入するのがペトリオットシステムのPAC3、それから海上配備としましてはイージス艦等に搭載するSM3ミサイルということで、こういう地上配備、海上配備のシステムを導入するというところで、この図を図五にお示ししてあります。

この装備に関しましては、日本が単独で開発していくのはなかなか困難だと思えますので、アメリカからの導入が現実的な解であるというふうにも思っております。ライセンス生産をやることで日本に技術を導入し、防衛生産の基盤を維持することが効率的な運用になるというふうにも思えます。

あと、一九九九年から日米のBMD共同研究で四つの構成品の研究試作が開始されました。これは今お手元の図六のところにお示ししてありますが、こういう日米共同研究に日本の技術者が参加することで最先端技術の開発に参加することができると。これは、我が国の防衛技術基盤の強化に貢献することができるといふふうに考えております。

まとめますと、弾道ミサイル防衛には最先端技術が適用されており、それは民間技術への波及効果も期待できるといふことと、それからこの難しい技術開発に取り組むことで日本の技術立国たる技術の優位性を実証することにも思っております。この技術の優位性を示すことにより抑止が期待できまして、日本の安全保障のための大きな柱の一つになると信ずる次第であります。

御清聴ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) ありがとうございます。石川次に、石川参考人をお願いいたします。石川参考人。

○参考人(石川卓君) 東洋英和女学院大学の石川卓と申します。よろしく申し上げます。

本日は、ミサイル防衛につきまして、特にアメ

リカにとつてのミサイル防衛の意義、その背景となります国際安全保障環境といったことを中心にお話ししまして、それを踏まえました上で、我が国のミサイル防衛に關しまして若干留意すべき点といったことを述べさせていただきますと存じます。

簡単ではございますけれども、おおむねお手元のレジュメに沿って進めてまいりたいと存じます。

ミサイル、特に弾道ミサイルの拡散というのは冷戦終結の前後から加速度的に進んできておりまして、今日、その拡散と申しますのは、大量破壊兵器、WMDの拡散と並び国際社会全体にとつての主要な脅威の一つと広く考えられております。

今日では、その資料記載の表一にもございますように、三十か国以上が弾道ミサイルを既に保有し、更に今開発を重ねていると言われるわけですから。特に第三世界における旧ソ連製のスカッドミサイルというものをベースとした戦域ミサイルの拡散というものが顕著でございますけれども、特に途上国にとりましてはミサイルというのは高価で貴重な兵器である。そのため、効用最大化をねらいまして弾頭にWMD、大量破壊兵器が使われる可能性が高いとも言われております。このこともミサイル拡散というものが深刻な脅威であることみなされる一因になっていると考えられるわけです。

他方、安全保障に不安を抱えている国あるいは大国と良好な関係にない中小国にとりましては、近隣の敵国に対する軍事的優位性というもののだけでなく、域外の大国の干渉に対する政治的自立性というものを確保するためにもミサイルの魅力というのは大きくなって、これがミサイル拡散が進む要因の一つになっていると言えます。また、例えば核兵器に比べまして必要となる技術や材料の入手散を助長することになっているとも言えるわけですから。これに対しまして、表二に簡単にまとめました

ように、ミサイル不拡散の枠組みづくりというものも進められてきております。西側先進諸国の輸出規制枠組みにすぎないMTCRというものに加えまして、最近ではミサイルを否定する国際的な規範の形成というものも進みまして、二〇〇二年にはいわゆるハーグ行動規範というものが採択されております。翌〇三年にはアメリカの主導で拡散防止構想、PSIというものも立ち上がっております。

しかしながら、周知のように、ミサイル不拡散の枠組みというものにはいづれも限界がございます。MTCRやハーグ行動規範というのは法的拘束力がない云々ということもございましてけれども、枠組みの外です。つまり非加盟国間における拡散に対してはほぼ無力であります。実際、拡散というのは主にその枠外で生じてきたわけでございます。

そのためもありましてアメリカが主導してつくられたのがPSIでございますけれども、PSIも、その独自開発とか垂直拡散ですね、つまり保有国が保有量を増加するとか質的向上を図る、主に射程を延ばすということですから、そういったことに対しては余り効果を持ち得ないという。ただ、一方ではPSIというのは不拡散枠組み外での拡散について一定の成果を上げてきておりますけれども、当然のことではございましてけれども、すべての技術移転ということを阻止することはできないということがあられるわけでございます。

そのため、アメリカはこうした不拡散枠組みの強化というものと並行しまして拡散対抗というものを打ち出し、その一環としてミサイル防衛というものを進めてきたわけでございます。拡散対抗というのはクリントン政権が九三年に打ち出したものでありますけれども、これは、大量破壊兵器及びミサイルの拡散というものが既に起こっているということを前提としまして、これに対処する能力を強化していくことによって既存の不拡散政策というものを補完しようというものであります。

す。
ただし、そのアメリカのミサイル防衛というものは単にミサイルやWMDの拡散への対抗措置として進められてきただけというわけではございません。それは、むしろ冷戦後の脅威の変質に伴う抑止態勢というものの変更の一環として推進され、また同時に正当化されてきたと言えるものであります。

つまり、その主要な脅威というものが、冷戦期にはアメリカと相互確証破壊関係、MAD関係で、すね、にありましたソ連であったわけですが、それも、そのソ連から、冷戦後には、より小規模ではございますけれども、WMD及びミサイルというものを保有若しくは志向する、さらに既存秩序の変更を図ろうとするいわゆるログステーツ、ならず者国家へと変化したということがあります。これを受けて、大規模な報復の威嚇を基軸とする抑止、いわゆる懲罰的抑止というもののから、敵の目的達成を逐一阻止する態勢の強化というものを基軸とする拒否的抑止へと修正していく必要が生じまして、ミサイル防衛というのはミサイルを様々な形で活用した敵の目的達成というものを拒否する要素として極めて重視されるようになったと言えるわけでありまして。

ここでは、そのならず者国家というものがより合理性の低い主体であり、大規模報復の脅しというものが利きにくいということが一つの前提となっておりまして。そのため、ならず者国家というものが現実不起し得る秩序攪乱行為というものを逐一つぶしていく、拒否していくための能力が必要になる、それによってそういう行為を抑止するということが想定されているわけです。

そして、そうしたその拒否能力、拒否力の強化には、ミサイル防衛以外でいいますと、当然、巨大な核戦力ではなく、より使い勝手のいい通常戦力の拡充というものが必要になってくるわけですね。精密爆撃能力というのが代表的ですけども、同時に、そうした能力を使用する戦域に迅速に派遣する能力、戦力投射能力というものの向上

が特に必要になるわけです。

とりわけ、そのミサイル防衛、精密爆撃能力、戦力投射能力の三点が重視されますのは、冷戦後の一極構造下におきましては、そのアメリカの武力行使の形態というものがほぼ排他的にいわゆる介入型の武力行使になるということが想定されているためであります。これには、例えば湾岸戦争のような地域紛争への介入、あるいはボスニア及びコソボ若しくはソマリアのような内戦、あるいはその中で展開される大量虐殺などのような非人道的行為への介入と、それから九八年、〇一年のイラク空爆のような拡散阻止のための攻撃といった形の武力行使、言わば国際秩序の維持、回復というものを図るための警察行動的な武力行使というものが冷戦後のアメリカの武力行使の典型的な形態となつていくということがあるわけですね。

いずれの場合にも、精密爆撃能力、戦力投射能力というものが重要になるということは容易に理解いただけると思うのですが、そこでミサイル防衛が重要になりますのは、相手がミサイル保有国である場合に、ミサイル防衛のシステムがないと介入そのものをちゅうちょせざるを得なくなる可能性が高まるということがあるわけですね。

例えば、日本、我が国に関して考えていただければ簡単なんですけれども、日本がミサイル攻撃というものを受ける可能性が高い状況ではアメリカが北朝鮮の核開発施設を爆撃するということはより難しくなるといった、そういった論理がそこにはあるわけでありまして。

そして、もしそうならば、秩序維持、回復の最終手段としての武力行使の威嚇というものの信憑性というものが低下してしまうと。その威嚇によつて、侵略国の撤退あるいは非人道的行為の停止あるいはWMD開発の停止といった目標を達成できる可能性も当然低下してしまうことになるわけですね。そこでミサイル防衛というものが重視されるということになるわけですね。

ちなみに、こうした拒否力の抑止効果というものを最大化するためには、時にそれを使用すると

いうことが必要にならざるを得ない場合もございます。抑止というのは、威嚇を実行できる能力だけではなく、威嚇を実施する意思というものの必要とするものだからであります。

よくアメリカによる軍事介入というものを批判して、振り上げたこぶしは振り下ろさなければならぬというように言われるかもしれませんが、結果は確かに同じなのかもしれませんけれども、事はそう単純ではないわけですから、威嚇を発した側としては、要求が十分に通っていない、受け入れられていないにもかかわらず威嚇を実行しないということが度重なっていけば、将来的にその威嚇の信憑性が低下するという可能性も考慮せざるを得ないということが言えるわけですね。

非常に簡単ですけども、おおむね以上のような、抑止態勢変容というものの重要な一要素として、アメリカはミサイル防衛を冷戦後特に力を入れて追求してきたということが言えるわけですね。

しかしながら、こうした抑止態勢の変容というものには一つのジレンマというものが伴います。確かに、ならず者国家、非人道的行為あるいはWMDの拡散というものに対処するためには、そのことだけを取れば拒否的抑止への移行というのは合理的な対応であると言えるわけですね。しかし、それは、特にロシア、次いで中国といった既存の核保有国との戦略的な関係というものを若干動揺させる、場合によっては悪化させる可能性というものも持っているということがどうしても指摘せざるを得ないわけですね。

実際、冷戦終結後、米口はしばしばミサイル防衛をめぐって衝突してきました。また、その米口関係の悪化を懸念して、西ヨーロッパ諸国がアメリカのミサイル防衛を牽制あるいは警戒するといった場面も見られてきたわけですね。

言い換えますと、今日の主要脅威により効果的に対処しようとするのが、ロシアあるいは中国といったアメリカと、難しいんですけども、微妙な関係にある国とアメリカとの関係というものを

を悪化させて、ひいてはアメリカとその同盟国との関係も緊張させ得るということにつながり得ると、そういった構図が冷戦後の国際システムには見られるということだろうと思います。

クリントン政権が、例えば戦域ミサイル防衛、TMDというものに比べて本土ミサイル防衛、NMDというものに消極的だったのも、部分的にはそうした背景があったわけですね。ブッシュ政権ですらも政権発足後しばらくはロシアに対する配慮というものを示していたわけですね。結局、ABM条約脱退という形でブッシュ政権が既存の線というものを超えるきっかけになったのは、やはり九・一一事件というものであったらどうかと考えられます。

ブッシュ政権は、対テロ戦争での米ロ協調というものができたわけですけども、これを利用して、また、実は余り現実性のないテロ組織とミサイルの結び付きというものを強調するといった形でABM条約の脱退というものを非常に低コストで実現し、その公約どおり、本土防衛も含む大規模なミサイル防衛網の構築へと弾みを付けたと言つていいかと思つています。

ただし、これまでのお話からも分かると思つていただくと、こうしたミサイル防衛も含めた拒否的抑止態勢への移行というのは、決してブッシュ政権によつて始まったものではなく、冷戦終結前後から着実に進められてきたものでありまして、ブッシュ政権はこの変化を加速させたにすぎないと言つていいものと思つています。

また、ブッシュ・ドクトリン、いわゆる先制攻撃ドクトリンというもののこの変化の延長線上に位置付けるべきものと考えております。

それは、よく言われますように、抑止の利かないテロ脅威の台頭というものを受けて抑止を放棄したということでは決してなく、むしろ強化されてきた拒否的抑止態勢の発動というものを公言することによつてこの抑止の態勢の抑止効果というものを高めようとするものであると言えます。

しかしながら、そうしたブッシュ政権の政策も、拒否的抑止への移行に伴う、先ほどから申し上げているジレンマというものと無縁であるわけではないわけですね。

確かに、ABM条約脱退というものは、ロシア、中国の反発というものが控え目であったこともありまして、アメリカとヨーロッパ、米欧関係にもさしたる緊張を生じることはなかったわけですが、しかし、その延長線上にあると先ほど申しました先制攻撃ドクトリンというものがイラク問題をめぐって実践されそうになってくると、米欧関係というのは非常に悪化しましたし、御存じのように、米欧関係にも深刻な亀裂が生じたわけです。

むしろ、そうした関係悪化とか亀裂というのは永続するものではございませんけれども、拒否的抑止への移行に伴うジレンマそのものが消滅するというものではございません。したがって、ミサイル防衛というものが能力的に高度化していくにつれてこのジレンマが表出してくる可能性というのは理論的には高くなるということが言えるわけです。

以上を踏まえまして、最後に、我が国にとつてのミサイル防衛というものについて若干留意すべきこととこのことを述べておきたいと存じます。まず、我が国にとつて拒否的抑止への移行に伴うジレンマというものはかなり深刻な問題になり得るということです。言い換えれば、そういう難しい環境に今我が国は置かれているということでもあります。

これはもう自明のことでありますけれども、拒否的抑止というものが必要とされる、北朝鮮のかなり顕在的な脅威に直面していると同時に、こちらには評価が大きく分かれるかと思えますけれども、中国という潜在的脅威というものも抱えているためであります。今般導入されるミサイル防衛システムではさほどそのジレンマが顕在化することはないかもしれませんが、日本若しくは日米の戦域ミサイル防衛能力、そしてアメリカの

本土ミサイル防衛能力というものが高まっていくばこのジレンマを顕在化させることになっていくということも完全には否定できないということだろうと思えます。

確かに、ミサイル防衛の推進というものは我が国に幾つかのメリットというものをもたらし得ると思えます。

まず、アメリカがミサイル防衛協力への参加とあるいはシステムの導入というものを日本を含め同盟国、友好国にずっと求め続けてきたということも踏まえれば、これを進めていくことは日米同盟を政治的な意味で強化することにつながると言えるわけですし、今後の配備、運用における協力次第では、日米間のいわゆる相互運用性の強化、インターオペラビリティの強化にもつながり得るわけです。そうなれば、北朝鮮あるいは中国に対する抑止効果の向上というものも望めることになるのかもしれませんが、たとえ今般配備されるミサイル防衛システムの能力が全体、総体的に見て十分ではないとしても、日米同盟の緊密化というものが持つ政治的、象徴的意味合いというものが決して無視できるものではないだろうと考えられます。

また、かなり楽観的に考えれば、うまくいけば、東アジアにおける軍備管理、軍縮の契機というものを提供できるのかもしれない。さらに言えば、日米の技術協力の拡大ということにもつながっていき得るわけです。

しかしながら、いずれのメリットにも一定のリスクというものは伴うということも同時に指摘せざるを得ないというふうに思います。

例えば、相互運用性の強化というものは、情報面、軍事面における、言葉は余り私にも入りますが、対米従属性というもののにつながるかもしれないし、北朝鮮若しくは中国が対抗措置というものをとれば抑止効果も相殺されてしまいかもしれないということは完全には否定できない。

また、これは反対派が長く主張してきたことで

ございますけれども、軍備管理、軍縮ではなくて連鎖的な軍拡競争というものを促してしまう。これは、程度はともかくとして完全には否定できないかもしれないということですね。さらには、日米間の技術協力の拡大というのは、やはり日本の経済的利益ですね、特に知的財産面での損失というものにつながるおそれもないというものです。さらに、その軍縮外交の理念といったことにももしかしたら傷が付くかもしれないということだと思えます。

こういったことに関してはいろいろな意見があると思えますけれども、私個人としては、学問的により正しいのは、いずれに転ぶかはだれにも断言できないと言わざるを得ないということだと思えます。とは申しまして、まずミサイル防衛というものは万能薬ではないということは肝に銘じておくことが必要であろうというふうに考えております。

例えば、日米同盟の抑止効果を向上させるためには、単にミサイル防衛を導入すればいいということではなくて、それを含めて様々な努力が多方面で必要になるわけですし、そのミサイル防衛の導入やその運用をめぐる協力というのはその一つの契機になるにすぎません。軍縮、軍備管理効果みたいなものを発揮させたいと思うのであれば、相対的に難しい交渉というものを東アジアにおいて展開していく必要があるといった形で、様々な課題がそこに待ち受けているということでもあります。

しかしながら、その配備というものを既に決めているわけですから、そうである以上は、その効用最大化を目指すべきであるということも当然考えなければいけないわけであります。シベリアンコントロールの確保など非常に難しい問題がありますけれども、例えば事故的発射というものが起こった際に、現場が撃墜をちゅうちよし、その結果国民に不要な被害が出るといったようなことは法制度上やはり最大限回避できるようにしておくことが必要であるというふうに考えられます。

ついでに申し上げますと、今回の法改正では、主として今般導入されるシステムの運用を想定していると考えるべきではないかと思われまます。つまり、今後システムの能力というものが向上していった場合、具体的に言えば、ブースト段階迎撃というものが出てきた段階で更なる法改正の検討というものが必要になる。逆に言えば、今回はそういうことはある意味で考えておくことは必要ですけれども、切り離して今回の法改正というものを検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

最後に、安全保障環境の変質というものが起こっている以上、ミサイル防衛システムの開発というものは避け難い課題であるということには指摘せざるを得ない。確かに、オフエンス、ディフェンスの競争というのはオフエンス有利であるということは完全には否定できないわけですが、けれども、だからといってその開発を初めからあきらめるというようなことはあってはならない。それが許されるような環境に今日我々は置かれていないということを認めることが非常に重要なことになっているというふうに考えております。

時間ですので、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

本日は、理事会の合意により、あらかじめ質疑者を定めず、自由に質疑を行うことといたしました。多くの委員が発言の機会を得られますよう、委員の一回の質疑時間は二分以内とし、答弁を含めてもおおむね五分以内となるようにお願いいたします。

なお、質疑及び答弁とも御発言は着席のままです。結構でございます。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○浅野勝人君 西山参考人に伺います。

当たる当たらないですけれども、技術専門家の目から見て、PAC3とSM3の組合せによるBMDシステムは、ないよりむしろですか。二発に一発ぐらい当たりますか。十中八九は撃ち落とせるかと予測されますか。

それから、参考人の御意見は、アメリカとの共同開発を積極的に進めていくべきものというふうな受け止めでしたが、日米間の共同研究はノーズコーン、赤外線シーカー、キネティック弾頭、第二段モーターに、四つの構成品に限定されているのはなぜだとお考えですか。全部一緒にすることについて日本を警戒しているからだと推測されますか。

それから、石川参考人にお尋ねしたいのは、参考人の指摘は、BMDシステムがもたらす一方的確証生存能力の結果として軍拡の要因を増大させるということと理解を、受け取りましたが、日本のBMDシステムの導入は攻撃用の弾道ミサイルを持つわけではありませんで、軍拡の要因にはならないのではないかと考えますが、いかがですか。

それからもう一点は、過日、参議院の本会議では、仮に北朝鮮からノドンが飛んできた場合、個別の自衛権を行使して迎撃できるけれども、 Guamやハワイに向けてテポドンが発射され、日本の領空を通過する場合は、集団的自衛権は認められていないので一切手出しができない。同盟国のアメリカに向けて飛んでいくミサイルを見上げていくだけで済むのかという、それでいいのだからかと。弾道ミサイル対応を理論的に再構築していく必要を指摘しましたが、小泉総理からは本で鼻くくったような答弁でしたが、これは荒唐無稽な議論でしょうか。

以上です。一分三十秒。

○参考人(西山淳一君) お答えいたします。

まず、当たる当たらないの組合せの話ですけれども、SM3は上層、非常に高い高度のところのものを撃ち落とすことができます。それから、P

AC3の方は低層ということで、大気圏内と。この二層構造で迎撃する確率を高くすると、信頼性を向上するというところで選定されているというふうに認識しています。

二発に一発か、十中八九かという御質問ですけれども、これはかなり高い確率で迎撃することができるという表現ではお答えできますが、定量的なお答えは差し控えていただきたいと思います。

それから、日米共同でやっている四つの構成品、これにつきましては、我々の認識としましては、米国は独自に日本の技術力を調査して、その中からこういう四つの構成品が日本の技術を使うことでより良いものになるということで選定してきたのだというふうに認識しています。

それから、全体をやることを警戒しているのではないかとこのことに関しましては、米国のこのSM、当時はまだSM3という名前は明確ではなかったと思いますが、開発計画がある程度進んでおりまして、その中に参加するという形で提案してきて、それに日本も参加するということになったというふうに認識しております。

以上です。

○参考人(石川卓君) まず、軍拡要因になるかどうかということですが、私が申し上げたことについて確認しておきますけれども、私はこれをやれば軍拡要因になるということを断言することはできないというのが立場でございます。逆に起こらないということも断言できないという立場でございますけれども、そのときに、攻撃用ではないから軍拡要因にはならないというのはいり、別に相手の味方をするつもりはまるでないんですけれども、客観的に見たときには、相手の立場からいえばアメリカとの同盟というのがまずあってそのことを、日本のミサイル防衛あるいは日米のミサイル防衛というものを眺めるわけでございますから、そのときにアメリカの持っている攻撃力というものを当然あちらは計算に入れて物事を考えるわけでございます。打撃力という面では

いえるもう明らかに日米有利にあることは間違いないわけでございます。そこに更に防衛力を持ち込み、最悪の場合、人質に取れるはずの日本が人質に取れないということになった場合には一方的な脅威にさらされるという感覚を恐らくあちらは持つんだらうというふうに思いますので、その場合にはどうしても対抗措置というのが出てくる可能性というものがあろうと。ですから、一方で我々日米同盟の重要性というものを訴えていくわけですし、このミサイル防衛を語るときだけ日本単体で物事を言うというのが果たして妥当なことなのかということが、前々から私は考えていることであります。

それから、Guam、ハワイ等へのテポドン発射に関連しての集団自衛権ということですが、半分、かなり技術の絡む問題ですので私は完全にお答えできるか分かりませんが、要するに、Guam、ハワイに発射されるミサイルというものがどの程度のミサイルになるかだと思えますけれども、確かに、日本の上にある日本が撃ち落とせる範囲の上を通過ということは恐らく考えられるわけですが、いわゆるブーストフェーズ段階迎撃というものの、ブーストフェーズ迎撃というものが出てこない限りは、恐らく今般導入するシステムで撃墜できる以上の高度を飛んでいくというものではないかというふうに考えられます。

ですので、最後の方で申し上げたことですけれども、今般導入するシステムについて言いますと、それを無理やりブーストフェーズ段階迎撃に使うという想定でもない限りは集団自衛権の問題というのは恐らく出てこないのではないかと。だけれども一方では、将来的にはおっしゃったような事態が生じてくる。その場合には、集団自衛権というものの自体についていろいろ見直しと、はっきり言って、ある意味で思想的な、革命的な考え方というものを導入されていくと。つまり、ミサイル防衛というのはある種の普通の自衛権の行使とは違うのだというような考え方も何人かの先生方が表明されたりしておりますけれども、そう

いったことも含めて考えていくことは必要なんだろうと思えますけれども、最後に言いましたように、今回の法改正に関してはそのことは切り離して考えていい問題なのではないかというふうに考えております。

○浅野勝人君 ありがとうございます。

○榎葉賀津也君 民主党の榎葉でございます。

西山参考人に一点お伺いしたいと思います。北朝鮮のノドンでございますが、このCEP、命中精度ですね、これが実際、ノドンの命中精度というのは専門家から見てもどれぐらいあるとお考えでしょうか。

そして、石川参考人に一点お伺いしたいのは、自衛隊行動と国会との関係でございます。

御承知のとおり、自衛隊が行動を起こす場合、防衛出動に始まりまして、事前、事後の違いはあるにせよ、常に国会の承認を必要としているというケースが多々ございます。他方、その反対に、海上警備行動であるとか領空侵犯措置、これは国会との関与は全く、報告も承認も、無論承認も要らないということでございます。

この今回の弾道ミサイルの爆破措置、迎撃措置でございますが、政府はこれを国会への報告で対応しようということでございますが、私たちがこれを少なくとも承認、報告よりも一段上の承認にするべきであると。軍事行動ではないにせよ、武力行使でないにせよ、これは国民の目から見ても明らかな武器使用になるわけでございます。この観点からも、この後の報告ではなくて少なくとも承認にするべきではないかという提案をさせていただいているんですが、このミサイル防衛と国会とのかわりについて、この報告のままで本当にいいのだからというお考えについて先生の御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(西山淳一君) ノドンの命中精度というのは、弾道弾を撃って地上に落ちるところの範囲ということだというふうに思いますが、これは具体的なデータはございません。ただ、定性的には、ノドンに、ノドンなり弾道ミサイルに積んで

次に、石川参考人にお尋ねいたします。

○参考人（石川卓君） 軍縮外交の側面でのよう

させていくという間接アプローチになるかと思えますけれども、そういうことがますます重要になっていくと。そうしたところで日本が果たすべき役割というのは、少々抽象的ではありますがそれでも、非常に大きくなっていると言えるのではない

○参考人(西山淳一君) 米国との関係ということですが、我々といましては、共同研究、共同開発というところで一緒にやつていけば最先端の技術に日本も参加できるということで、重要であ

ろうというふうな思っております。ただ、運用面等につきましては、これは企業として何か意見を言うことではないというふうな思っておりますので、御了承願いたいと思います。

それから、PAC3で迎撃したときに地上への影響ということでございますけれども、これは幾つか想定が考えられまして、迎撃しない場合にはその弾道弾が地上に落ちてきて非常に大きな被害をもたらす。で、迎撃したときには破片が落ちてくるということで、破片による影響は出てきます。ただ、ですから、破片による小規模な被害が起る可能性はあります。それは落ちるところによりまして、ただ、あくまでも弾道弾の弾頭そのものが落ちてくるのに対して、非常に被害は極小化されるというふうな認識しております。

それから、民間航空機との影響ということでございますが、まず運用上、こういうミサイルを撃つときに民間航空機が飛んでいるのか飛んでいないのかというのは、これは運用の話でございます。まず運用面でどういうふうにかえるかということで、技術的な話ではまず一つはないということだと思っております。

それから、ミサイルシステム、これは一般論であります。敵味方識別装置とか、あるいはねらったものに対して当てていくというふうな、そういう形です。技術的には選別して誘導してやるという、そういうような方式を取っております。

以上です。

○参考人(石川卓君) アメリカの比重がどのくらいかということなんですけど、ちよつと、もしかしらお答えになっていないかもしれませんけれども、よくそのミサイル防衛に関してアメリカの戦略に日本がますます組み込まれる云々という話が出てくるわけですが、確かにアメリカの戦略と日本とがある意味で一体化して、日本の安全保障のためにある抑止効果を高めようということだと思っております。それをどのように呼ぶかということはいろいろあるかと思うんですけれども、

も、私は常日ごろから言っているのは、組み込まれることの何がいけないんだということでございます。組み込まれてはいけない部分というのも確かにあるとは思いますが、同盟国として、よりその抑止効果を高めるために、それが日本の安全保障につながるということであるとすれば、よりアメリカの戦略と一体化した形で動けるようになっていくということ自体がそれほどマイナスかどうかということですね。言葉は確かに悪い言葉かもしれませんが、従属とかいろいろなイメージの悪い言葉が使われますけれども、目的は日本の安全保障を高めようということでございまして、そのための手段としてそれが有効であるという場合には、それが永続的になったりとか、ある必要な、ある意味で拘束になるといったことは慎重に避けていかなければならないと思っております。決して言葉がイメージさせるほどのマイナスだけではないというふうに私自身は考えております。

これは日本に限らずあらゆる国に関してそう、今日のお話でも申しましたように、割とアメリカの警察行動的な武力行使、あるいはその武力行使の能力と意思というものに国際社会が広く依存している、いろいろ文句を言いますが実は依存をしているという部分は、これは否定できないわけで、我々は今そういう非常に危険な安全保障環境に置かれているという以上、そういう、まあ、ある意味では怖い存在ではありますけれども、アメリカとより一体化した形で動けるようになっていくという選択は決して、何と申しますか、賢明ではないということではないという気がいたします。

それから、盾の盾の関係、政治、外交への依存というものがその費用対効果面であらうかということでございますけれども、それはもう確かに、私の話の中でもありましたように、とにかくこれをやればすべて解決するというわけではなくて、非常に様々なことをやっていたいかなければいけない、やらなくてもいろいろやっていかなければいけない

わけですから。

それこそ、先ほどの軍縮外交のお話もありましたけれども、特に、本当にこのミサイル防衛というものを配備して東アジアの戦略環境というものを良くしていくんだという、あるいは良くしていくんだという議論がありますけれども、そうだとすれば、話の中でも若干簡単に触れましたけれども、北朝鮮あるいは中国というものを相手に非常に難しい交渉というものをしていかなければいけないということ、やはりその政治、外交の部分というものがなければ、これをやったところですべて丸く収まるという問題ではないということでは確かだと思っております。

しかしながら、そこで、ここは考えがいろいろ分かれるところだと思っております。やはりその際に、丸腰だということの方がいいのかどうか分かりますけれども、いくのかということですね。お話ししようというところでお話ししてくれる相手かどうかということですね、まともに取り合ってくれるかどうかという。特に二国間あるいは三国間、あるいはほかの国を含めてということにもなるかもしれませんけれども、相手の持っている兵器を減らす、あるいはなくすという交渉を行うときに、こつちは持っているんだからなくしてくれよということだと言ったところで通じる相手かどうかということはどうしても考えざるを得ない、そういう厳しい現実である。だとすれば、政治、外交に依存する度合いが高いというものは間違いないと思っております。そのためには一定の投資というものをわざと得ないということもあるかというふうに思います。

その意味で、その投資としてこのミサイル防衛というのが高過ぎるのかどうかというのは非常に難しい判断だと思っております。しかしながら、当たる当たらないという問題ありますけれども、これ単体でもそれなりに効用というものは望めるわけでございますし、先ほども言ったように、将来的にその活用の仕方によって様々な効用を生み出していくことはできるということではあります。

ますので、一方で、それに伴って生じ得るリスクを政治、外交によって極小化しながらその効用を最大化していくという方向で考えるのが一番、最終的には費用対効果という面が一番得、得という効果を上げるのではないかとこのように考えております。

○緒方靖夫君 ありがとうございます。

○大田昌秀君 社民党の大田でございます。

まず、西山参考人をお願いいたします。弾道ミサイル防衛についての日米共同技術研究費は日本側だけでも一九九九年から二〇〇五年度予算まで累積しまして二百六十二億円掛かっているわけですが、共同開発に移行した場合、開発費と完成品の配備までの費用は、おおよそで結構ですけれども、大体どれくらいになると見積もっておられますか。そして、そのうち日本側の負担はどれくらいになるというふうになるのか教えていただきたいと思っております。

それから、石川参考人についてお願いいたします。今年の二月の下旬、カナダのマーティン首相は、米国から打診されていたミサイル防衛構想に対して参加を断念する方針を明らかにしました。それは、国際的な軍拡競争への参加につながる懸念する国内世論を受けてのことであると報じられております。先ほどのお話で、軍拡競争へなるのかどうかというのはいま必ずしもはっきり言えないという趣旨のお話だったと思いますが、我が国の防衛庁は、弾道ミサイル防衛、専ら専守防衛であると説明しているんですけれども、国際的に見て弾道ミサイル防衛が純粋に防衛的であると言えるのかどうか、お答えをお聞かせください。

○参考人(西山淳一君) 日米共同研究、共同開発と、あるいは配備ということでございますけれども、これにつきましては、まず、共同開発で何を開発するのか、どこまで開発するのか。何をというの、ミサイルそのものがあります。それから、レーダーがあります。それと、指揮統制装置とかですね。要は、BMDのシステムとしてどこまでを日米で一緒にやるんですかということになります。

ず決める必要があります。それから、配備の方はもつと日本全体の話ですから、どのぐらいの数をミサイルでやれば何発という、そういう条件が決まらないとなかなか見積りができないというものでございます。

それから、もう一度共同開発の方に戻りますけれども、例えば、ミサイルと一緒にやりましよう。今、日米では四構成品でやっているわけですが、四構成品だけでしようか、もつと増やしましようか、あるいは、そのときに日米の役割という責任範囲をどちらがどれだけ持つかと、こういうことが決まらないと見積りができないというところでございまして、今まで使ったお金にプラス開発費が掛かるということになるとは思いますが、コスト見積りをする方からいいますと、条件をまず明確にする必要があります。それを日本政府あるいは日米間で決めていただければ、今度ちよつと企業の立場になってしまふんですが、企業としてはそれをベースに見積りを差し上げるといふことで、一概に簡単にこのぐらいですといふのはちよつと言ひ難いといふことでございます。

○参考人(石川卓君) 純粹に防衛的か否かといふことでカナダの例を出した。だきましたけれども、一つ先に言っておきたいのは、そのカナダの場合はやはり置かれてある戦略環境というものが随分違うといふことは一つあるのだらうといふふうに思います。むしろ、米ソ間の核戦略の正に真つただ中に挟まれてきたという経験もございいます。で、カナダの危惧しているのは、米口関係の悪化にそれがつながらないかといふこと、その被害、被害といひますか、緊張関係にある意味で強いられるといふことを避けてのことといふ、ある種特殊な状況といふのがあるのかなといふ気がいたします。

それから、ミサイル防衛が純粹に防衛的か否かといふことでございけれども、これは先ほども若干申し上げたわけですが、それは単体だけを取れば、それはこれどう考えたって攻撃には使えな

いと言つてもいいわけですから純粹に防衛兵器であるといふことは言えるのだらうといふふうに思ひますけれども、日米同盟といふものがある中で日本がこれを配備していくといふときには、その相手から見れば、それはアメリカ力は日本の矛ですね、攻撃力といふものと組み合わせて当然とらえるといふことになるかといふことは、これはどんなに頑張つても否定できないと思ひますので、そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、純粹に防衛兵器であるからどうこうという議論だけで、何といふんですかね、乗り切らうといふのは、やっぱりそもそも、先ほど言つた政治、外交努力がいろいろの意味で必要といふところを放棄していることにもなりかねないといふことです。それはそれで認めた上で、だけれども、こういう効用があるんだといふことをきちつと説明し、相手方にも納得してもらひながら進めていかないと、それこそ論者のおつしやるように妙に刺激してしまふことになるかもしれないといふことだらうと思ひます。

○大田昌秀君 ありがとうございます。

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

まず、西山参考人にお聞きしたいと思ふんですが、先ほど早期警戒衛星からの情報につきましてお話がありましたけれども、衛星がなくてもこのBMDシステムといふのは作動するのかわかるといふのと、作動しても実際に撃ち落とすまでに相当な、いわゆる衛星ですと本当に発射段階から見られるわけですから、まあ私も素人目に見ると、その分、時間的な余裕がなくなつてくるという部分において、実際問題どの程度この早期警戒衛星の重要性といふものが図られるのか、一点ちよつとお聞きしたいと思ふんです。

それともう一つは、いわゆるシステムのバグの問題です。ね、いわゆるそれからの誤射の可能性について、なかなかメーカーさんからは言いにくい部分があるかと思ひますけれども、正直におつしやつていただけたらすごくうれしいなと思つて

おります。

それともう一つ、複数のミサイル発射の場合に、例えば一気に発射する場合、それから時間を置いて発射する場合のその対応ですね、金掛ければもちろんできますよと言ふこともできると思ふんですが、実際に今のシステムではどの程度それに対する有効性があるのかといふのがお聞きしたいところなんです。

それから、石川参考人にお聞きしたいのは、先ほどブースト段階等においてのこれからの技術開発においては今の法体系のより見直しも必要であるようなお話をされていましたけれども、それは大体いつごろに見直しをしたらいいんだらうとか、あるいは実際に見直しといふものをすぐにかにできるような体制にした方がいいのかどうかについて御意見を聞きたいと思ひます。

以上です。

○参考人(西山淳一君) まず、早期警戒衛星の件ですが、まず早期警戒衛星がなくてもBMDは機能するかといふことに関しましては、早期警戒衛星なしでも機能いたします。

これは、早期探知のレーダー、あるいは自分自身の持つレーダーで探知して、それでミサイルを発射して誘導していくといふことで、システムとしては単独で成立しているものです。ただ、早期警戒衛星があれば、早めに情報を得られるので、それを撃つタイミングがもう少し早くなるというわけです。

つまり、弾道弾を発射するとき、早期警戒衛星は上から見ていますので、発射する、ロケットモーターに、弾道弾のロケットモーターに点火した途端に赤外線が見えますので発射したことが分かれます。こちら側、日本から見えますと地上は、地球は丸いですが、水平線の下なので最初は見えない。水平線を越えてきてから見えるようになるわけですから、この部分の時間だけ早めに探知できると。ただ、ロケットモーターが燃えているときにはまだどちらに行くかわかりませんので、燃えて、燃え尽きたときから初めて、ど

ちらに来る、日本に来るのか違ふところへ行くのかといふのが分かるといふことで、この辺の時間関係は分のオーダーのところでも多少改善されるといふふうに思ひます。

ですから、あつた方がいいことは確かなんです。ないからといってシステムが成立しないといふことではありません。

それから、システムのソフトウェアのバグについては、これは非常にお答えしにくいといふか、難しい御質問でございまして、やはりソフトウェアにはいろいろなバグが付く物だと、それが致命的であるかどうかといふことだと思ひますが、これについては、発射試験なりあるいは地上のシミュレーションで何度もうるんなケースをやります。極力つぶしていくといふのが一般的な手法です。この今導入するシステムについてどうかといふことはお答えできないんですが、一般にはシミュレーション、それから発射試験等で何度もうるんなケースをやつて、運用上不具合のないところまでバグをつぶしていくといふのが開発手法でございまして。

それから、同時に何発も撃てるかといふ話につきまして、まず発射ですが、発射の仕方につきましては、単射といひまして、一発撃つと。ターゲットが飛んできた一発撃つといふのが単射といひます。それから、サルボといひまして、二発同時に撃つ。同時といつてもほんのちよつとずれているんですが、こういうふうに撃つのがサルボと、二発同時。それから、リップルといひまして、ちよつと撃つて、その間ある時間を空けて撃つといふような、何種類かの発射の方法があります。これは、一般的な発射のやり方です。こういうような機能。

それから、SM3、イージス艦に搭載するSM3なりベトリオットのPAC3なり、空中に同時に飛んでいられるミサイルの数といふのは決まっています。これは数値的にはちよつとお答えできないんですが、空中に飛んでいる数は一発ではなく複数同時に飛んでいることができるとい

今、武器輸出三原則の例外規定になっていますけれども、これと抵触するところはないのかということであります。

それから、石川参考人にお尋ねをしたいのは、

軍拡の話でございますが、先ほど言われたように、日本とアメリカの能力が格段に高いということとを考えるとそんなに軍拡は起きないんじゃないかという話で、ああそうかなというふうに思っています。北朝鮮がマープとカクルージングを本当に開

発するかなというようなこともあります。ただ、中国についてはちょっと分かりませんけれども、ただ、そういう本格的な軍拡が起きなくても、例えばさっきから話題になっていますけれども、早期警戒情報を得るために静止衛星を日本も欲しいなとか、それからデータリンクを充実させるためにC-E-Cというんですか、これを整備したいな

○参考人(西山淳一君) まず、弾道弾のバーニア

ウト速度とそれから迎撃側ミサイルのスピードの、速度の話なんだと思いますが、これにつきましては、弾道弾側は距離によってほとんど一義的に決まりますので一般的に分かっているわけですが、この迎撃側のスピード、PAC3なりSM3なりの数値については、公表値としては今出ておりません。ただ、弾道弾よりは遅いですということとは申し上げていいかと思います。

これにアナロジーとしてちよつとこんなふう
に思っているんですが、弾道ミサイルを撃ちます、
あるいは野球のボールをこうやつたときに、バッ
ターは野球のボール、剛速球の百四十キロとかと
いうボールを打つのにバッターのスピードが百四
十キロ要りますかと。要らないんですね。例えば
バントを考えると、バントのバットはただ出すだ
けで、こう振らなくていいわけです。

ということば、落ちてくるところにいる人はス

ミサイルが遅くても当てられる可能性があるということなんです。ですから、こっちが遅ければいいことも同じスピードでないと当てられませんが、よくいうことではなくて、スピードは速いのに対して、こちらは遅くてもあるいは止まっている、上下させ合わせてやれば当たるわけですね。だけれども、実際には空飛べますので、飛んでいないと当てられないんですが、そういうふうはこの弾道弾のスピードと迎撃側のスピードが比例するとか、そういう数値的な関係は直接はありません。ただ止まっていれば、止まっていなくても当てられるにはいけませんので、ある程度のスピードが必要なんです。

それから、次の改良で迎撃側のミサイルのスピードを上げてやると、これは守る範囲が広がります。というのは、こう飛んできて、落ちるところが自分のところではなく例えばずっと手前の方だと、前方だというときに、これが届くまでの間に落ちるかというスピードの勝負になりますから、遅ければ遅いほど遅くまで当てられると。つまり、広い範囲を守れるということで、守る方もスピードが速い方がいいということ、その弾道弾のスピードと守る方の迎撃ミサイルのスピードは、結果的には守る範囲という形では関係しますけれども、スピードが速い方が、速くなければ駄目だとか、そういう比例関係にはないです。

それから、能力を向上すると三原則に抵触するのではないかと御質問ですが、これは性能、能力の話と武器輸出三原則の話は別だと思えますので、そので上がったものを輸出できるのかできないのかというのは能力の話とは別ではないかなと私も思っています。個人的には思っていますけれども、これは企業として判断する話ではないというふうに思います。

以上です。

○参考人(石川卓君) 最後の点に関して若干申し上げますと、むしろ、どちらかというと戦域ミサイルの拡散というのが著しいわけですから、それほど高性能のものでないミサイル防衛の需要という

のが実は今現在でいえば高いわけですね。ですから、そういう意味では、今回日本が導入するのは完全にアメリカのものですけれども、仮に、今度日本が共同開発にかかわるようなものというものの需要が地中海地域とか中東地域等出てきた場合ということでは確かに考えられるのかという気がいたします。ですから、西山参考人もおっしゃったように、能力そのものが伸びていくからそう武器輸出三原則の問題に引っ掛かるということではなくて、それはもういつでも引っ掛かる可能性というのは出てくるということで、昨年の大綱のときの発表というものがあつたんだろうというふうに理解しております。

本格的な軍拡は起きにくいのだが、様々な費用が掛かるのではないかとこのおっしゃる通りだろというふうに思います。ですから、不完全だ不完全だということを言えば、当然量を増やせとおっしゃる方が出てくるであろうと。

PAC3、三高射隊に配備ということですから、当然これでは先ほども言ったように完全には守り切れないということだろうと思えます。でも、もし本当にやろうと思えば量を増やしていかざるを得ないのかなという気がしますし、その他、情報面、システム面についての相当な投資というものが必要になるということは、これは否定できないだろうというふうに思いますけれども、迎撃体そのものを除けばそれ以外の目的にもいろいろな形でかかったもので、パッシブシステム云々なんというものはこの問題が出てくる前から早く改善しなきゃいけないと言われていたぐらいのもので、そういう意味では、何というのですかね、安全保障政策、防衛政策そのものが、日本だけではなく、ある意味でグローバルな形で情報化、ハイテク化が進んでいるという中では、ミサイル防衛だけの問題ではなく必要な投資であるという側面も十分にあるので、そこだけ引き出してミサイル防衛のためにこれだけ掛かってしまうのではないかとこのおっしゃる通りではないかという感じがいろいろ言えるのではないかと

いう気がします。

○岡田直樹君 自由民主党の岡田直樹と申しま

す。先ほど浅野委員や白委員もお尋ねになりましたけれども、日本の上空又はその周辺を通過して第三国に向かうミサイルを迎撃することには集団的自衛権の問題を生ずると、そういうふうに行われるわけでありませうけれども、私は、そもそもこれは集団的自衛権の問題なのかというのを疑問に思うわけでありませう。特に、大量破壊兵器を積んで飛んでくるミサイルというのは、それはそれが撃つたか問いません。北朝鮮のような国家が撃つたとすればなおさらだと思えますけれども、これは人類にとつて、あるいは国際社会にとつて共通の危険物とでもいうべきものであつて、これを除去するということはむしろ警察権というか、警察活動の範疇に属するものではないかなというふうに思うわけでありませう。

むしろ日本の上空とかあるいは周辺を通過するものを、その能力がありながら、現段階では困難かもしれないけれども、将来その能力を持ちながら見過ごすということがあつて、それで大変な甚大な人的犠牲が生ずると、そういうときにはむしろ撃たないことが人道上の批判を招くという、こういうおそれがあるんじゃないかと、私はそういう問題だととらえておりますが、石川参考人のお考えをまず承りたいと思ひます。

それとも一つ、西山参考人に、政府はこうした第三国に向かうものについて、撃つことはできないけれども、そのミサイルの情報を例えば米軍に伝えることは可能であるといったような答弁をしておられると思いますが、技術的に短時間に有効なそうした情報というものを同盟国に伝えるということは可能かどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(石川卓君) 集団的自衛権の問題ですけれども、私個人は全く今のおっしゃったとおりに考えておりまして、もし通過するものを撃てる能力があるのに撃撃しなかったということになれば、

ば、非人道的行為にもなるでしょうし、同時に、それが仮にアメリカにどうか、アメリカの所管領域に落ちるようなことがあつた場合には、これはもう日米同盟そのものの危機と言つてもいいような状況になるだろうというふうに考えておりますので、もしそういう能力というものがシステムに備わつてくるのであれば、これは集団自衛権にかかわるから方向を見定めて撃つとか、あるいは日本に落ちてくるものではないから見過ごすといったようなことのないやつぱり法制度というのをきちつとつくつていただかざるを得ないです。

そのためには、確かにおっしゃる通りに、これを、集団的自衛権の問題に当たらないという解釈をするということも可能なでしょうし、ある種の例外とするということも可能なかもしれない。その辺は御専門家の御議論にお任せしたいと思ひますけれども、とにかく、能力があるのに撃ち落とさず他国に被害を出すということは、相手が、他国がどこであつても、やはりもう国際社会の一員としてあつてはならないことであるということ、これはもう認めざるを得ないと思ひます。

○参考人(西山淳一君) 日本が早期に探知した弾道ミサイルの情報を米軍なりに提供できるかということですが、データのネットワーク回線をしかるべくつないでおけば、即時に提供することは可能だと思ひます。現在は通信技術が発達しておりますので、いろいろな回線でそういうことが提供可能だと技術的には思つております。

ただ、もちろんこれは運用上の問題がありますので、それは技術論とは別のところで決定されるべきことだというふうに思つております。

○岡田直樹君 ありがとうございます。

○犬塚直史君 民主党の犬塚でございます。

西山参考人にまずお伺ひします。先ほど来、野球の例で大変分かりやすく御説明いただいたとおもうんですが、バッテリーには目がある。同じようにボールにも目があると考へてもいいと思ふんですね。そうしますと、このミサイル防衛というのは、結局、目と目の争ひ、端

的に言うとか情報の争いではないかと私は思っております。

そこで、質問なんですけど、例えば日米の共同開発をするときに、これから、その目という意味からいくと、赤外線シーカーだとかミサイルに搭載しているチップだとか、あるいはもつと大事なものは、今議論をしているのが自衛隊の統合運用あるいは日米の統合運用、こういう、このすべてが一体となつて防衛の目となるという理解だと思ふんですけれどもね。そうした際に、一体日本は、例えばイージス艦の開発、自分ではできないわけですね。あるいは、物すごい勢いで技術が進歩していったときに、自分ではメンテナンスできない部分もあるわけですね。取り替えることもできない部分があるわけですね。

私は、そのブラックボックスがいかに多いかというところが日本の防衛にとつては致命的な穴になると思うんですが、今現状で、例えばイージス艦だつたらどこにブラックボックスがあるのか、教えていただければと思います。

石川参考人にお尋ねします。

先ほど来、ちよつと御趣旨がよく分からないんですが、日米、日本がアメリカに組み込まれていくのに、どこが悪いんだというような発言をされたんですが、私も、そういう言い方もあると思うんですが、私はやっぱり、そのデカップリングの問題というのは、これは必ず出てくると思うんですね。例えば、先ほど来、相互確証破壊から拒否的抑止になつていったというお話がある。その中で、例えば中国ですね、中国は元々最小限抑止の世界にいるわけで、どれだけミサイルが落ちてきても、どつかに隠し持った最後の一発でニューヨークを火の海にするぞと、これが最小限抑止であつたわけですね。

そういう、例えば中国を考えてみると、台湾海峡に有事があつたときに、台湾を取るのか、台湾とも沖縄、東京を取るのかと言われたときどうするのか。あるいは、アメリカにとつてみれば、台湾を取るのか、ニューヨークを取るのかと言われ

れば、これはもう絶対に自国の防衛することは間違いないですね。そういうことを考えると、日本がこの東アジアにおいて人質になつてしまふ、米ソの冷戦のときの言わばヨーロッパみたいな立場にこれはならざるを得ないと思うんですね。

そこで質問なんですけど、共同開発の私は方向性が問題だと思ふんです。今のまんま一体どこにブラックボックスがあるのか分からぬ、日本がどうしてもアメリカの下に入つて開発を進めていくということだと、いつまでたつてもアメリカとはけんかはできません。いや、けんかしると言っているんじゃないんですけど、その力のない限りは外交にも、友好にできないと。

やっぱこれから日本が考えるべきは、物理的な抑止から情報抑止だと思ふんですね。情報抑止ということとは、攻撃能力さえ持った情報抑止というのをこれから考える時代だと思ふんですけど、その辺についての御意見をお願いします。

○参考人(西山淳一君) 先ほど野球のボールの例で幾つか御説明したんですが、弾道弾はどちらかというとストリートボールでございまして、それに対してバットを当ててやると。将来的にはだんだん変化球が出てきて、それに対して当ててやるのは、更にこちらの目を良くする、あるいは体の動きを良くすると、それはミサイルの運動性能ということなんですけど、そういうことで当てる確率を高めていく、信頼度を上げていくと、こういうことだと思ひます。

それから、御質問の目ということとは、私の御説明した目はミサイルの目だつたんですが、防衛の目ということで、統合運用等に関しましては、これはちよつと視点が私の技術論とは離れていると思ひますので、御回答、ちよつとできないんですが。

イージス艦でブラックボックスがあるのではないかと、その範囲はどうかということですが、これについても具体的にはちよつとお答えしかねます。ただ、私が個人的に思っておりますのは、例え

ば、共同研究とか共同開発をやつていくとブラックボックスの部分がなくなつていくでしょうと。よつて、日米間の、日米間というか、先端技術に参加したり、日本に対するリソースの範囲が増えるのではないかとということで、ただ、一方的な導入ではなく、共同開発、共同研究、これを進めていくのが良い方向だというふうに着信しているところです。

○参考人(石川卓君) 済みません。あいまいな言葉を使つておりますけれども、日本が組み込まれるというのは、それはもちろん組み込まれ方次第でございまして、先ほども言つたように、アメリカの戦略はこうこうこういう形でこういう点を重視して進んできていると。それに今、日本が日米同盟の枠内で、アメリカとのこれまで余りなかつた軍事的な協力の度合いというものを高めながら、その協力体制を強化していくことということとは決して悪いことではないと。それを組み込みとか従属と言ふ人たちがいるという感じで申し上げたわけです。

デカップリングの不安については全くごもっともな御指摘でございまして、西ヨーロッパと違い、日本は通常戦力優位というものがございまして、東アジアにおいてはですね、それによつてデカップリングの不安というものは無縁で来られたわけですね。それが冷戦後になつてくるとちよつと大きく変わりはじめた。これは脅威が変わつたためでございましてけれども、そうであるとする、ますます日米同盟の同盟としての抑止効果を高めるという、で、ある程度アメリカに、言葉は悪いですけども、デカップルされないように日本側もいろいろな努力をしていかざるを得ないということですね。ですから、それが日本の安全保障にかなうのであれば、それを組み込みと言ふのであれば、それはそれで悪いことではないというふうなことを申し上げたわけです。

ただ、一方では、そのデカップルが起きている場合も恐らくあつて、そのことを想定されているんだと思ひますけれども、ですから、その組み

込まれていくという、余りこの言葉を使わない方がいいんですけども、中でですね、やはりそれは日本が単体で動けないというようなことにはいけないということではあるとはいふふうに思ひます。

それから、共同開発の方向性で非常に興味深いお話がありました。物理的な抑止から情報力による抑止というのは、これは全体的な趨勢としては恐らくそうなつていくんでしょうし、してきている部分もあるとは思ひますけれども、ただ、一方で、それでも駄目な場合というのは、いまだにアナログな物理的な抑止というのが意味を持つ場合というのがあつて、グローバルな観点からすると、おつしやつていくと、その方向で考えていかなければいけないと思ひますけれども、東アジアというのは若干そのトレンドに乗り遅れている部分もあるということや常に想定していかないといけないという気がいたしております。

○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子でございます。

西山参考人にお伺ひしたいと思ひます。ヨーロッパなどではMDの限界があるとか、あるいはまた、カナダやオーストラリアは、レーザー兵器等、新たな防衛システム開発を目指すべきというようなことを議論しておりますし、また、中国がベンタゴンの分析では軍事衛星を破壊する能力を二〇〇九年ごろには持つてしまふのではないかとということで、アメリカは、それに向けて、それをさせまいというふうな開発も始まつているというふうな状況の中で、この先五年くらい、防衛システム、技術課題や競争がどのような形で展開されていくとお考えになられるか、お教えください。

それから、予算配分についてなんですけど、八千億円から一兆円というふうな形でMDシステムに予算が使われるだろうと言われておりますけれども、これ、SM3とPAC3のそれぞれの予算配分はどのようであつたら望ましいのかということ

が、もしおつしやるならばお教えいただきたい
と思います。

それから、今どんな弾頭が積まれているかとい
うのは分からないんですが、そのうち分かるよう
になるのか、生物兵器が飛んでくるのか化学兵器
が飛んでくるのかというようなことが何年先ぐら
いになったら分かるようになるのかならないのか
ということをお教えいただきたいと思ひます。

また、石川参考人は九〇年代前半にもアメリカ
にいらしたということで、アメリカのマスコミ
政治の、何ていうか、こうした軍事関係の議論の
コツというものをきつと肌で感じてこられたと思
うんですが、最近、保守系のアメリカのマスコミ
が、日米安保も普通の関係になるというような、
かなり踏み込んだ議論を展開しているわけでご
ざいます、それを受けての日本側がどうしてもマ
スコミあるいは政治の場ではなかなか踏み込んだ議
論にならないという日米の、何か文化体質という
か、お互いが同じようなポイントで議論を深めて
いくことができるようになるために何かコツのよ
うなもの、知恵のようなもの、切り口のようなも
のがあればお教えいただきたいと思ひます。

○参考人(西山淳一君) お答えします。
まず、技術トレンドの今後五年ぐらいはどうか
ということだと思ひますけれども、非常に難しい
御質問でございます、なかなか将来を予測する
のは難しいのですが、当面は、今BMDという
か、ミサイル防衛の世界であればミサイルによつ
て迎撃するシステムの方向、すなわち物体をぶつ
けて相手を破壊するという方向がまず当面は進む
と思ひます。今やっているようなSM3等のミサ
イルです。

将来的にはやはりビーム兵器ということではレ
ザー等が出てくると思ひますけれども、これは
もっと遠い将来という形になると思ひますし、こ
の辺のところはなかなか予測し難いところだとい
うふうにおつしやります。

それから、予算配分につきまして、これは配
備計画とどのように日本を守つたらいいのかとい

うことと絡みまして、企業の方からちよつとお答
えすべき内容ではないというふうにおつしやります。

それから、弾道弾の弾頭がどんなのが分かるか
ということですが、これにつきましては、インテ
リジェンス情報の話だと思ひますので、技術的な
問題というより、こういうような情報収集能力が
どう得られるのかということ、ちよつとこれも
私の方からお答えする、そういうことについて情
報を持ち合わせておりませんし、お答えすべき内
容ではないと思ひます。

○参考人(石川卓君) かなり難しい御質問かと思
ひますけれども、私はそんなに何かをしなけれ
ばいけないというほど、少なくとも専門家の議論と
いうのがかみ合っていないというふうには思つて
いないところがございします、コツと言われ
ても非常に難しいかなと思ひますけれども、ただ、
やはりその問題を考えるべく、行き着くところ
は憲法九条ということにならざるを得ないのか
という気がいたしますので、それ以上は、いろ
んな立場の方もいらつしやるでしょうから、こ
ではちよつと申し上げない方がよろしいかと思
ひますけれども、結局はそのメンタリティーの違
いというのがやつぱり背景には大きくあること
だろうというふうにおつしやります。

○委員長(林芳正君) 予定の時刻が参りましたの
で、参考人に対する質疑はこの程度にとどめま
す。

この際、一言御礼を申し上げます。
参考人の方々は、長時間にわたり大変有益な
御意見をお述べいただきまして誠にありがと
うございました。委員会を代表し、厚く御礼を申し上
げます。(拍手)

午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員
会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮
りいたします。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に内閣法制局第二部長横
谷君、防衛庁防衛局長飯原一樹君、防衛庁運用
局長大古和雄君、防衛庁人事教育局長西川徹矢
君、外務大臣官房審議官中根猛君及び外務省国際
法局長林景一君を政府参考人として出席を求め、
その説明を聴取することに御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(林芳正君) 休憩前に引き続き、防衛庁
設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質
疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○岡田直樹君 自由民主党の岡田直樹でございます。
午前中、この委員会でもミサイル防衛に関する参
考人質疑を行ひまして、それに引き続き、ミサイ
ル防衛に私は賛成の立場から若干の御質問をさせ
ていただきたいと思います。

先日、サミットの最中に、ロンドンで一般市民
を多数殺傷する無差別テロが発生をいたしました。
た。あした残忍なテロに対する戦いというのは
非常に困難でありますけれども、国際社会はま
ます結束を強固にして共同対処をしなければなら
ないと思ひます。

そして、防衛白書においても、弾道ミサイルに
ついて、従来の抑止が通用しにくいテロリスト等
の非国家主体がこれらの兵器を取得する可能性も
あると、こういう指摘をしておりますけれども、
白書にあるとおり、テロリストあるいは従来し
ばテロを繰り返してきたような国家が日本をミ

サイルで攻撃する、この場合にはもちろんミサイ
ル防衛が機能するわけでありませうけれども、日
本の上空あるいは周辺を通過してそのミサイルが
米国などの日本の同盟国に向かう、あるいは第三
国、一般に向かう場合、これを日本のミサイル防
衛で迎撃することが可能かどうか、この点につ
いて大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(大野功統君) まず、平成十五年十二
月十九日の官房長官談話を思い出していただ
きたいと思ひます。「今回我が国が導入するBMD
システムは、あくまでも我が国を防衛することを
目的とするものであつて、云々として、「第三
国の防衛のために用いられることはない」、このよ
うに言い切つておつしやります。

当然のことでございますけれども、国連憲章五
十一条では各国とも自衛権として集団的自衛権、
個別的自衛権を持つておつしやります。しか
しながら、我が国の憲法上の制約として我が国の
防衛のために必要な最小限度の範囲にとどめるの
が我が国の自衛権の問題である。そういうこと
で、集団的自衛権の行使はその範囲を超えるもの
であつて憲法上許されない、このような解釈に
なつておつしやります。

その上で申し上げたいのでありますけれども、
我が国が憲法上、集団的自衛権を行使することが
できないことは国際的に十分理解されておる
と思つておつしやります。また、十分周知されておる
と思つておつしやります。アメリカとの間でもこのよ
うな集団的自衛権は日本は行使しない、し得ない、
こういうような前提の下で米国の間でもミサイ
ル防衛の運用を協議していただいております。

けれども、このミサイル防衛につきましては、情報
面、運用面、いろんな面でアメリカとの協力関
係、これが大事になつてくる、このように私は理
解しております。

○岡田直樹君 先ほど私はテロリストがミサイル
を放つた場合についてお尋ねをいたしました、
これについてはいかがでございませうか。

○国務大臣(大野功統君) テロリスト、一番世の

中で最大の脅威というのは、テロリストが大量破壊兵器を持つことである、これがもう世界で一番脅威なことである。それを、テロリストがミサイルを使う、こうなってくると、誠にもう世界、テロというのは、先生今御指摘のとおり、もう人類共通の敵ですよ。これ、しかも国家主体を持たない、領域を持たない、いつどこで発生してくるか分からない、こういう存在であります。

したがって、一番大事なことは、各国は協調して、断固テロには屈しない、テロは地球上から撲滅するんだ、こういう固い意思の下で国際協調をやっていくことだと、私はそのように信じております。

テロリストがミサイルを撃つ、撃たない、これはまず情報の問題があるかと思えます。仮にそういう情報があれば、国際的に社会が協力してそれに立ち向かっていかなきゃいけない、私はこのように信じております。

○岡田直樹君 先ほど大臣が引用されました官房長官談話、またそれに基づいて我が党の浅野議員の参議院本会議における質問に対する総理の答弁、また衆議院でも度々この問題が取り上げられたと思いますが、我が国の上空を通過するミサイルが例えばアメリカのハワイやグアムに落下して、そして大惨事を引き起こしかねない、そんな場合でも日本として果たして迎撃能力を持ちながらそれに手出しすることができないのか、それは集団的自衛権の問題であろうか、こういう疑問を抱くわけであります。

今回、特に緊急の場合には防衛出動が下令されないという警察権の発動という形で説明をしておられるわけであります。今大臣がおっしゃったとおり、大量破壊兵器を積んで飛んでくるミサイルというものは、これは人類共通の危険物あるいは人類共通の敵と言っても構わない、特にテロリストやあるいはテロリスト類似の国家が放つミサイルについてはそういうことが言えると思うんです。これを除去することは警察権あるいは警察活動、そういう範疇に属するものではないかと思

ます。これが集団的自衛権の問題とどう絡んでくるのか、その理論構成というのを大臣から少し御教示をいただきたいと思えます。

○国務大臣(大野功統君) 御教示するなどという立場ではございませんけれども、まずこのミサイル防衛というのはやはり武力を、武器を使うわけであります。それで、今回の法律というのは防衛出動が下令されない場合に適用される法律であります。防衛出動が下令されておれば、当然これは武力の行使に当たるわけであります。ミサイル防衛、防衛出動が下令されない場合であつても、時と場合によつてはミサイル攻撃が防衛出動につながっていく、この可能性は極めて大である、こういう前提の下に、しかしながら極めて短時間の間に武力行使につながりかねないこのミサイル攻撃、しかも武器を使用するミサイル攻撃をどういう法律構成にしていくのか、これが肝心のポイントだと思えます。

一番に、短時間で飛来するミサイルに対して防衛出動なり自衛権の行使ということ、安全保障会議を開いたり閣議で決定したりするのとまはありません。そこで、今回の法律でお願いしているようなシビリアンコントロールを十分尊重しながら、そしてミサイル攻撃に対処していく、このような問題であります。

したがって、まずこの警察権ということ、強いて言えば警察権であるというふうに私ども説明させていただいております。警察権というのは公海上あるいは公海の上空ですね、ここで行使しても問題ないわけでありすけれども、これがすなわち武力行使につながりかねない、そういう意味で、この今回のいわゆる集団的自衛権との関連でそこはきちっとしておこうじゃないか、こういう論理構成にしているわけでございます。

我が国に向けて飛来する弾道ミサイルについては、弾道ミサイルの発射が実際に我が国に対する武力攻撃であつた場合、であるかもしれない、しかしどんな場合でも、この問題、我が国に向けて飛来する場合は問題ないわけでありすけれども

も、第三国に向けてミサイルが飛んでいく場合には、今申し上げたようないわゆる集団的自衛権の問題につながりかねないという問題がある。その背景には、言わば、きちっとこの短時間の間にこの武力攻撃あるいは自衛権の発動なり防衛出動なりを下令する時間がない、こういう問題が背景にあるかと思えます。

当該弾道ミサイルの発射が、実際に第三国に対する、日本だけでなく第三国に対する武力攻撃であつた場合に、我が国が当該第三国のためにこのミサイルを、当該ミサイルを破壊するということ、以上の観点から見て、自衛のための必要最小限度、憲法上の、憲法九条にいわゆる自衛のための必要最小限度を超える武力行使との評価を受けることがないとは言えない。誠にあいまいな説明になるかもしれませんが、ないとは言えない、こういう問題があるわけでございます。

そこで、まあ日本としては、防衛の基本的な政策として専守防衛である、憲法九条の解釈として集団的自衛権は持っているけれども行使しない、こういうように明らかな防衛思想をきちっと世界じゅうにメッセージとして流しているわけですから、私は、そのメッセージをきちっと守って、そして、足らざるところはですね、足らざるところはやはり情報をお互いに共有する。日本が得た情報、日本が日本の防衛のために得た情報です、その情報はお互いに共有し合う。その情報によつてアメリカは、例えばアメリカとした場合です、例えばアメリカとした場合、アメリカはアメリカなりにその情報を参考にしながら対処をしていく、こういうようなことを考えるべきではないかと、私はこのように思います。

○岡田直樹君 日本が将来に十分なミサイル防衛の能力を持ったとして、そして日本の上空周辺を通過する弾道ミサイルが第三国、特に我々の同盟国に向かって飛んでいく、そしてそれを本当に指をくわえて見ていなければならないというのは誠に理不尽な感じがいたしますし、これは本当に集団的自衛権云々の問題なのかなと。先ほど申し

ましたように、これは国際社会が共同で対処すべき人類の敵とみなし得る場合もあると思うんです。そうした場合に、例えば北朝鮮を想定いたしますと、日本の壁があり、そしてアメリカのミサイル防衛の壁がある。この二重の壁があることによって抑止力というものは一層高まると思うんです。

そこで、日本が第三国に向かうミサイルは迎撃しないと、こう初めから明言してしまうことによってこの抑止力を減少するおそれはないかと思うんですけれども、この辺りはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 岡田先生御指摘のような側面もあるかもしれませんが、しかしながら、我が国の防衛の基本的な方針としてきちっとその思想をメッセージとして世界じゅうに送っていく、私はこれは重要なことだと思います。

そして、実際にそれじゃ防衛の問題はどうなんだ、お互いに助け合う問題はどうかなんだ。現状で、今の憲法九条の解釈の下で申し上げれば、やはりアメリカはアメリカとしてミサイル防衛というシステムを持っているわけでありすから、そのアメリカのミサイル防衛システム、これに対応してもらいたい。

その背景にあるのは、お互いにミサイルを研究し合うとかいうような、情報を共有するとか情報があるいは分析するとか、そういうような協力関係というのはでき上がるし、その上に立つて日本もアメリカもミサイル防衛ができるものと私は信じております。

○岡田直樹君 先ほど大臣は、日本から迎撃することはできないけれども、しかしその情報を同盟国と共有することは可能であると、こういった趣旨のお答えをなさいますけれども、ただ、それはいわゆる一般的な情報交換ではなくて、そのミサイル情報をアメリカならアメリカに伝えることによってアメリカが直ちに迎撃ミサイルを発射する、武力の行使に直結する情報であると思いたす、こうした情報の供与というのは集団的自衛権

に触れることはございませんか。

○国務大臣(大野功統君) 大變的確な御指摘でございますが、御理解いただきたいのは、日本が出す情報がどういふ情報なのか、これが第一点。第二点、その情報の出し方がどうあるのか、これは第二点。そういう問題があると思います。

第一の、情報の出し方、どういふ情報の種類か、こういう問題でありますけれども、これは例えば日本を防衛するための情報であります。アメリカ力を防衛するための情報ということで発信いたしますと、これは私はやはりこの集团的自衛権とかそういう問題に疑問が差し挟まれてくる可能性はあると思います。日本を守っている情報、そして日本を守るために得た情報をアメリカと交換し合う、アメリカに提供する、これは何ら武力行使と一体となるものではない、このように思います。

それから、情報をどういふふうに、どのように情報を出していくか。例えば、情報を出しながら、これをアメリカ側に対して、何度何分のところにお撃ちくださいとか、撃ってくださいとか、そういう情報の出し方をすれば完全に私は武力行使と一体化するおそれが出てくる、こう思っています。

したがって、一般的な情報交換の一環としての情報提供である限り、我が国が提供した情報が結果として米軍、米軍等の武力の行使に、まあある程度役に立つということがあっても、米軍等による武力の行使との関係で問題を生ずることはない、憲法上の問題は生じない、私はそのように思っております。

○岡田直樹君 私は、同盟国にとってできるだけ有益な情報というものをすべて提供することがしかるべきと、そしてそれは決して集团的自衛権の問題に触れるようなことはない、こういうふうな思っております。そして、先ほどから大臣非常に真摯にお答えをいただいたと思いますけれども、そのお答えを聞けば聞くほど何か、集团的自衛権は持っているけれども行使することができない

というふうな印象を受けるわけでございまして。やはり、事は、我々の同盟国との信義の問題もありましょうし、またテロリズムに対する国際社会の共同対処と、こういう面もあると思います。

このミサイル防衛ということを考えるときに、そうした第三国を守るものではないと言いつつてよいのかどうか。技術的な面から、あるいは法的な側面からもう一度御検討をいただきたい。今後御検討いただきたいと思うものであります。

最後に、統合運用について一つだけお尋ねをいたします。

統合幕僚長を選ぶに当たって、衆議院の委員会の附帯決議に、「統合幕僚長の任命に当たっては、陸海空各自衛隊の順送りによる持ち回りや、各自衛隊のバランスを考慮することなく、最適任の人材を任命すること。」と、こういうふうにありますけれども、大臣はこの附帯決議をどのように受け止められて、どういう任用の仕方がふさわしいとお考えであるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大野功統君) まず統合幕僚長の問題に入る前に、言わばお互いに仲間同士で助け合えないのか、ごく自然な御質問かと思ひます。この点はみんな考えていて、そして良き安全保障体制を築き上げていくべきだと私は思っております。

それから、順送り、統幕長の人選が陸海空順送りは駄目だよという附帯決議があるんだけどどうだ、私は当然のことだと思ひます。言わば、統幕長にふさわしい人材を統幕長に任用する、任命する。統幕長というのは、言わば陸海空全体

の、我が自衛隊の全体の統一的な運用構想を立案して長官を補佐する立場でありますから、やはり私は、統幕長として長官を一元的に補佐するために考えなきゃいけないことがある。一つは、例えば統率力や判断力は優れてなきゃいけない。大局的な視野と将来的な展望に立った補佐を行う能力

力がなきゃいけない。さらに、国際活動という平和を——今、委員長から短くやれという御示唆でございまして、国際的な問題ということで、広く、幅広い視野を持つて統率力のある人材を選んでまいりたい、このように思っております。

○岡田直樹君 時間がなくて失礼しました。ありがとうございます。

○榊原賢二君 民主党・新緑風会の榊原賢二でございます。

本日は、BMDシステムにつきまして、主に防衛庁長官にお伺いをしたいと思います。過去、長官の答弁をすべて精査を久しぶりにさせていただきます。これまでの答弁に関連して、今日は五十分間長官に質問したいと思ひますが、このBMDシステムの議論に入る前に、昭和四十四年の衆議院決議で行われましたMDと宇宙の平和利用に関する問題について、宇宙の平和利用で、この問題についてお伺いしたいんですが、昭和六十年に、加藤防衛庁長官のときですが、政府の認識として、この平和利用ということは非軍事を意味するというような認識をされて以来、どうもこの問題が今日まであやふやになつていくと。

三月二十九日に私、長官に宇宙の平和利用と、これBMD、一体何なんだということを言ひましたら、長官が答弁で、このミサイル防衛は非軍事であるというふうな明言をされて、このことを思い出した。夜寝られなくなつてしまふので、今日はちよつと整理をしようと思ひますが、前回長官がおっしゃつたように、このミサイル防衛は本当に非軍事なんですか。

○国務大臣(大野功統君) 我々が議論しておりますのは、防衛出動下令前のミサイル防衛であります。ミサイル防衛は、もちろん防衛出動が下令されれば正に軍事であることは間違ひありません。議論しておりますのは、——失礼しました。議論しておりますのは、防衛出動下令前の法律上の問題を議論しているわけでありまして、防衛出動下令前におきましては、これは公共秩序の維持ある

いは警察権、強いて言えば警察権の発動であつて、軍事という側面ではないと、このようにお答えしているわけでございまして。

ですから、切り口は言わば防衛出動下令前なのか後なのか、これによつてミサイル防衛というものの性格が変わつてくる。これは武力を、相手にとつては武力を行使してくるのかもしれない。こちららも武器を使用するわけでありまして。ですから、このミサイル防衛、防衛出動下令前のミサイル防衛が防衛出動につながつていく、そして自衛権の発動につながつていく、こういう問題はちろん避けられません。

しかし、この法律を対象とするミサイル防衛は私は軍事ではない、正に公共秩序の維持であり、もうやむを得ない最小限の措置であると、このように申し上げました。

○榊原賢二君 正に長官の言葉をかりれば、武器を武器でもつて制止すると。これが時間的経緯によつて軍事になつたり非軍事になるというのは、これは一般的に解釈して到底解釈できないと思ひます。この決議の趣旨もそういうことは言つてないはずでございまして。この点について、長官、どのように御認識ですか。

○国務大臣(大野功統君) お尋ねは、宇宙の平和利用の問題かと思ひます。

国会決議の有権解釈というのは、当然のことでございますけれども、国会でなされるべきものではないと思ひます。専ら我が国領域における生命、財産に対する被害の防止、これを目的に我が国がBMDに取り組んでいくことは、私は御指摘の国会決議の趣旨及び平和国家としての基本理念に反するものではない。これ撃ち落とさない、防衛出動前ですよ、出動下令前、撃ち落とさないや我が国の国民の生命、財産に甚大な被害を与える、そして相手側、相手の領域に被害を与えるものではあります。国民の人権についても制限を多く与えるものではない。そのような意味で、私は、このシステムが例えば領海侵犯あるいは領空侵犯等と、自衛隊法で言うところの八十二条、八十四条です

が、こういう並びで考えて、警察権の発動、これはまだ軍事の段階ではありませんよ、しかし軍事に発展するおそれがありますよと、こう言っている。

○樺葉賀津也君 今長官、防衛出動下令前だから非軍事であるとおっしゃいましたが、では、自衛隊全部、防衛出動下令前は非軍事なんではないでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 切り口が軍事とか非軍事という切り口で議論すると……

○樺葉賀津也君 決議の話です。

○国務大臣(大野功統君) 何か泥沼に入っていく感じがいたしますけれども、防衛出動発令、発令というのは大変大きな意味を私は日本にとって持つと思います。だからこそ、安全保障会議をやり、閣議決定をやって国会の承認も得るわけですね。そういう意味で、防衛発動、防衛出動というのは大変大きな意味を持つ。私はそういう意味で、防衛発動、防衛出動と、防衛出動下令前と後と、後では私は物の見方は変わってくる、このように思っています。

○樺葉賀津也君 長官、正におっしゃったように、この話は泥沼にはまる話が一歩あります、私がなぜあえてこんな質問をみたいのかを言うかという、仮に三十数年前であれ、国会の我々の先輩たちが決議をした。三権分立の立場から、そして立法院の立場からやはり国会決議というものをしっかりとこの国もとらえていかなければいけないということを私、もう一度忘れてはならないということをおっしゃって、あえてこの宇宙の平和利用という昔の決議を持ち出しているわけですが、是非この点もお含みおきをいただきたいというふうにお願いをしたいと思えます。

それでは本題に入りたいと思いますが、BMDシステムの性能について長官にお伺いしたいと思います。

まず、SM3の信頼性についてですが、ちょっとペーパーを配付していただけますか。

【資料配付】

○樺葉賀津也君 防衛庁さんが作成したペーパーをそのままコピーしたのですが、今年の二月二十五日の衆議院予算委員会第一分科会で、宇野委員の質問に対して、大野長官、こう答えているんですね。ハワイ沖で七回の実験をアメリカでやっているんですね、これまで六回やっていますから、合計七回の試験をやっております。そのとおり読んでおります。そのうち六回成功したということでありまして、そのうち一回やっております。七回やって六回成功しているということをおっしゃりたいんだと思います。同じような答弁を今年四月一日の衆議院本会議の本多議員の答弁に対してもされております。

これだけ読むと、七発中六発成功した、つまりは命中率は八五・七％だということに長官はおっしゃっているわけですが、それに相違ないのでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 七回の試験のうち六回成功ということとは、イージスBMDシステムでそのような実績を持っております。

○樺葉賀津也君 別の議事録には七回実験をして六回迎撃に成功しているというような言葉も言っているわけですが、是非このペーパーを見ていただきたいと思います。

今日午前中、参考人質疑を行いました。西山参考人が野球を例にして大変分かりやすくこのBMDシステム、SM3を説明されたわけですが、第一回の二〇〇一年一月のこれ実験ですが、これイージス艦レーダーの探知性能及びキネティック弾頭の分離までの実験なんですね。つまり一回目から別に当たったかどうかをテストしているんじゃないんです。正に野球でいえば、まずバッターボックスに入って素振りをやってみなさいと。バッターボックスに入れましたね、素振りができましたね、はい、この実験は成功ですと言っているのと等しいわけですね。

二回目の翌二〇〇二年一月の実験は、イージス艦のレーダーで目標を追尾及びキネティック弾頭

の誘導制御することが目的なんですね。これも迎撃することが目的ではありません。野球でいったら、バッチャーがボールを投げて、それに合わせてバットを振ってみようというのが練習でござい

ます。これも成功した。ただ、たまたまこのときは、振ることが、ボールに合わせて振ることが目的であつたけれども、実際に当たったという幸

いが重なっているわけですが、翌六月の試験も、標的を直撃により破壊することが目的ということなんですか、これは実際にボール

を打ってみようという実験なんですね。ところが、本当の試合ではなくて、トスバッティングのように、バッティングピッチャーが打ちやすい

ボールを投げて、それを打つ実験をここでやっている。そして、第四回目も同様でござい

ます。私の後輩で中日でバッティングピッチャーをやっているのがあるんですが、バッティングピッチャーは打ちやすい球を投げて、スラン

プのバッターを打たせて自信を回復させるという重要な役目があるとおっしゃっているんですが、正にそ

ういう実験をやっているんですね。五回の二〇〇三年六月は、改良したDASC、これ軌道修正や姿勢制御装置ですか、性能確認が

目的だ。これ、ちよつと実践的にピッチャーがカーブを投げたりいろんなことをして、それに目

が付いていくかという実験をやっているんですね。このように第六回目から実際に迎撃をしてみ

るんですから信憑性高いですよということを一生懸命何回も何回も長官はおっしゃっているんですが、正確には非常に段階を現実に合わせてレベルアップしている。ですから、毎回成功してもら

なや困るんですね。ですから、私はだからこれが駄目だと言っているんじゃないんです。こういった説明をするとき

は是非丁寧に現実即ち説明をしていただきた

いと、正しく理解させる努力を長官にはしていただきたいと思うんですが、この点については長

官、どのように御認識でしょうか。

○国務大臣(大野功統君) これ、初めてこういうような試験をやるわけですが、正に樺葉議員おっしゃるように、詳しく御説明申し上げ、

それが我々政府、説明責任を果たすことになる、このように思っております。

確かに、七回試験して六回成功したと、これは結果として事実でございすけれども、一つ一つの内容に即して言えば、正に委員御指摘のような問題があるわけですが、今日はそういう意味で大変いい御質問をちょうだいして、そ

ういうこの試験の、テストの内容がきちっと明らかになつていく。これはやはり私は国会審議のいいところだなと感謝申し上げます。

○樺葉賀津也君 感謝されて光栄でございす

が。次に、PAC3の、長官、話にしたいんですが、二月二十五日の衆議院予算委員会の第一分科

会の宇野委員の質問に対して、長官こう答えていらつしやいます。ペトリオットPAC3の場合

は、さきのイラク戦争でこのシステムを使つておりまして、実戦で使用しているから信頼性がある。また、前日の二月二十四日の衆議院安保委員

会では村越委員に対してこう言っています。PAC3につきましても、さきのイラク戦争で成功している、こういうことから判断して、信頼に足るものである、我々はこのように考えていますというふう

ラクのミサイルはたしか射程距離が百五十キロ以下だと思ふんですが、長官、そうじゃないですか。

○政府参考人(飯原一樹君) 基本的に、戦術的なミサイルという表現があったと思いますが、短距離ミサイルということだと思ふに考えております。

○榊原賢二君 短距離ミサイルです。

実際我々が想定する、仮に北朝鮮のノドンといいますが、これは千キロから千三百キロということですから、明らかにこのイラクの例が成功しているから、日本のPAC3が正にイラクを例にして成功するという理論は私は極めて弱いんじゃないかなと思ふんですね。実際イラクでは米軍が味方の航空機を撃つてしまったと、このPAC3で、そういう実例もあるわけでございます。ですから、先ほど言いましたように、イラクで実証したから大丈夫だという説明は、長官、余りにも乱暴なんじゃないでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) 技術的なところなんでも補足をさせていただきますが、イラクで実戦配備されたということは、開発段階を経まして正に装備段階にきたということは客観的に言えるかと思ひます。

おっしゃるとおり、誤射をしてしまったという例もありまして、アメリカの方から全部を公表されているわけでもないんですが、報告書がございます。その中でいろんな反省点を述べておりますが、現在、ソフトウェア、それからAWACSとかイージスとの接続及びIFF、敵味方識別等について所要の改良がされていると思ひます。

こうしたことで、我が国が実際に配備する段階におきましては、それ以上に能力的に向上したものが配備されるというふうに考えております。

○榊原賢二君 今、正におっしゃったように、問題が、詳細が全く発表されていないんです。これ、先ほどのS.M.3も、結果は分かるんですが、詳細は一切非公表と。ですから、本当の信頼性をどうだという問題を我々議会側が検証する

のは極めて難しい。こういうふうな高度な技術になればなるほど、もう信頼するしかなくなってしまう、このチェック機能が働かなくなるといふことを大変危惧しております。当然、機密性の高い、また防衛上重要な情報だということは重々分かりますが、これ何らかの形でこの精度上の信頼性、信頼性というものを議会側がどうチェックするんだという問題も是非政府側も考えていた、きたいと。それでないと、安心だから安心ですと言われても、これなかなか我々は検証できないわけでございます。是非その点も御配慮いただきたいというふうに思ふわけでございます。

運用について引き続き伺いたいと思ふんですが、ミサイル破壊措置は、先ほど長官おっしゃったように、公海上か我が国の領域で行われるものと、他国の領域では行わないということであると思ふんですが、この辺は長官、どうなんですか。

○国務大臣(大野功統君) 間違ひございません。

○榊原賢二君 それでは、仮に北朝鮮が佐世保であるとか沖縄をねらった場合、これは韓国上空、ミッドコースに入れば韓国上空を通過すると思われるんですが、こういう場合は、実際ミッドコースを迎撃するPAC3、S.M.3が使えなくなると思ふんですが、この辺は長官、どうなんですか。

○国務大臣(大野功統君) まず、ミッドコース、大気圏外でございます。そこで撃ち落とすケースをお考えいただいていると思ひますけれども、これ、大気圏外というのは領域に属さない、こういう問題がありますし、大気圏外で撃ち落とす場合にはすべて破片はなくなってしまうというような状態になると思ひます。したがって、被害もなくなってくるわけでありまして、

領域といった場合、どうしてもブースター段階で撃つことになると思ひますので、その場合にはまだどこへ、そのミサイルがどこへ飛んでくるのか、どこへ飛んでいくのか判断ができない状態ということになりますので、ミッドコースで迎撃するということを考えれば問題は生じない、このよ

うに思っております。

○榊原賢二君 次に、発射情報の伝達についてお伺いしたいんですが、我が国は平成八年四月からアメリカから早期警戒情報というものを受けて取っているというふうに認識しているんですが、このシステムは、我が国の方向に発射された弾道ミサイル、これに関するデータを短時間でアメリカが分析して自衛隊に伝達するといふものなんですが、必ずしもリアルタイムに届いているものばかりではなくて、発射から十分弱掛かったというふうな報道もかつてございました。

この早期警戒情報の伝達というのは、まずDSP衛星によって発射を感知して追跡する、それからそれを在韓米軍の施設等で分析したりして、その結果を上級司令官であるハワイの太平洋軍司令部に知らせると、それを在日米軍司令部が受け取って、そしてそれを今度、在日米軍であるとか自衛隊、このように、こういった順番で情報が来るわけでございますが、当然自動化されていると思ふんですが、アナログではなくて、

実際、この伝達にどれぐらい時間が掛かるんだというふうに。

○国務大臣(大野功統君) 今委員、十分程度じゃないかと、こういうことをおっしゃいます……

○榊原賢二君 いや、そういう報道があったという事です。

○国務大臣(大野功統君) そういうことにつきまして、私は正確にはお答えすることを控えさせていただきますけれども、数分というふうに言わせていた、だいたいと思ひます。

それから、今の手順等につきましては、詳細にわたりますので防衛局長からお答えさせていただきます。したいと思います。

○政府参考人(飯原一樹君) 時間的には、基本的には今大臣からお答え申し上げたとおりでございますけれども、静止衛星でアメリカが把握したすべての情報が我が国の方にもたらされるわけではございませんので、その間に選択の問題もあるうかと思ひます。そうした手順がありますので、す

べてが現段階でデジタル的といいますか、リアルタイムで来るといふシステムにはなっておりません。

○榊原賢二君 なっていない。

実際に、北朝鮮から日本までミサイルが来る時間が十分と言われているんですね。ですから、この時間をいかに短くするかというのは大変重要になってくると思ふんですが、これ、なっていないという、最大どれぐらい掛かる可能性があるんですか。

○政府参考人(飯原一樹君) それは、今後のシステムの組み方の問題と。現状、当然ですが、どんなに速く来ても、それに対する迎撃態勢を取るようなシステムがございませんので、どこに落ちるか、落ちたかという確認が主たる目的になるうかと思ひますが、仮に、仮にという、将来的にこのBMDシステムが稼働した段階におきましては、正に今、キューイングといいますが、正にこの辺から飛んできそうだという情報をあらかじめ得るために極めて重要な情報になる可能性がりますので、その際には、いかに我が国の防空システムに組み込むか、それから防空システムからイージス艦なりなんなりに指令を出すかと、こうした正に全体のシステムの組み方、今後、検討していくべき大きな課題であるというふうに認識しております。

○榊原賢二君 よく分かりました。

衆議院ばかり例に出してはいけませんので、参議院の三月九日、予算委員会でも浅野理事が発言されていることを引用したいと思ひますが、日本の上空を通過するICBMの情報の提供と憲法の関係について浅野委員が質問をしています。若干今、岡田委員も触れられました。

この予算委員会でも、アメリカに向けて飛ぶミサイルの情報を米軍に供与した場合、これとの集団的自衛権との関係を浅野先生が聞いています。大野長官は、そういう情報と限定しないで一般的に申し上げますと、一般的な情報交換は憲法上問題がないというふうに答弁しているんです

が、浅野先生はICBMの情報について限定されているんですね。

長官は一般的な情報とすり替えてしまっているんですが、これ、日本から提供されたICBMの情報にアメリカが迎撃等を判断する際に重要な情報である、これはもう一般的な情報ではなくて、ICBMに関する情報ですから、この場合は憲法が禁ずる集団的自衛権に抵触することになるんですね。

○国務大臣(大野功統君) 私、先ほど申し上げました。これは日本として、日本として日本の防衛のために情報をキャッチする、情報を収集する、この情報をお互いに利用する、アメリカに伝達する、この点については私は何ら問題ない、こういうことを申し上げたところでございます。

ICBMの情報ということになりますと、具体的にどういうケースに当たってくるのか、一般的な情報交換の環境としてそういう情報提供である限り問題はないということをお願いしているわけでございます。そのことは先ほど申し上げたとおりであります。ICBMの情報も日本の防衛という情報収集の中でとらえられたということになれば、それは憲法上問題は生じない、このように思います。

○樺葉賀津也君 私、余り頭が良くないんですけど一回繰り返しますが、日本が、北朝鮮がICBMをアメリカに対して撃つと、その情報を日本がキャッチした、それをアメリカに伝達することは、今の言をかりますと集団的自衛権の問題に抵触しないという御答弁ですね。簡潔にお願いします。

○国務大臣(大野功統君) まず、どこかの国がアメリカに向かって撃っているのかどうか、日本の情報収集体制では分かりません。

ただ、日本の情報収集体制の中で、日本の守りのための情報収集という枠組みの中でとらえられた情報、私はこのように申し上げている次第でございます。

○樺葉賀津也君 またこの問題は議論するときが

あるのかと思いますが、次の質問に移りたいと思います。

北朝鮮のCEP、サーキュラー・エラー・プロパブル、命中精度ということですが、この点についてお伺いしたいんですが、一九九一年でしたか、湾岸戦争がありました。私、その後して三年間、その地に住んでおりまして、スカッドミサイルがどんどん飛んでくるんですね。

ところが、テルアビブねらっているんですが、テルアビブには落ちずに、地中海に落ちたりウエストバンクに落ちたりガザに落ちたり、皮肉にも湾岸地域から飛んでくるスカッドミサイルで同胞のパレスチナ人が大変亡くなったたり損害を受けたということがありまして、このミサイルの命中精度というのはいく加減なものだと思った記憶があるんですが、これノドンの命中精度はどれくらいあるんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 北朝鮮の弾道ミサイル、ノドンの命中精度でございます。

確かなる、確たることを申し上げられないわけでございますけれども、かなり配備が進んでいると思われましてノドンにつきましては、まず特定の施設をピンポイントで攻撃できるような高い精度のものではない、このように考えられております。

そういう意味で、一般的に情報としてございすのは、ノドンのCEPは半径二千五百メートルではないか、こういう情報は先生御指摘、十分御存じのとおりだと思います。

○樺葉賀津也君 半径二・五キロということですよ。そうすると、大体新宿から四谷ぐらいというふうな以前長官分りやすい答弁をされておりましたが、この半径に百発中五十発入るくらいだということをよく言われるんですが、先ほど参考人に聞いたら、具体的なデータはないと言ってますね。相当外れる可能性もあるということ言う方もいらっしゃるんですよ。

何を言いたいのかというと、このPAC3が半径数十キロですから、首都圏を守っていても相当す

れて飛んでくる可能性があるということが容易に想像できるわけでございます。そういう点からも、本場にこの精度が、首都圏をねらうといつても本場に首都圏に来るかどうかとも分らないという現実を考えると、非常にこの費用対効果の面でどうなるんだろうという疑問を持ちました。

逆に、技術的に伺いたいんですが、これ将来技術が発達して相当ピンポイントでミサイルが目的を攻撃できると、攻撃できるというような技術が発展する可能性というのはあるんでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) それは、弾道ミサイルは、基本的には巡航ミサイルと比較して精密度においては欠ける点があるのは事実ですが、国によつては、先進的な技術を持つている国におきましては、かなり正確に、例えば何回、何発か撃てば、例えば滑走路ぐらいの幅のものであれば必ず、必ずというか、相当程度の確率で破壊できるぐらいの精度を持つているような弾道ミサイルを持つている国があるんじゃないかというふうに私も評価しております。

○樺葉賀津也君 分かりました。次の質問に移りたいと思います。

国会との関与の仕方でございますが、大野長官、五月十二日の衆議院安保委員会での国会のこの法律に対する関与についてこういうことを言っていますね。

どういう場合にどういう国会のかかり方をするの、これはある程度整合性を持つて議論すべきだと。また、こういう場合には承認だ、こういう場合は報告だ、こういう場合は報告は要らないよ、こういうあらあらとした基準、物差しは持つておくべきだというふうな長官答弁をされておりますが、私もそのとおりだと思います。長官のおっしゃるとおり、基準、すなわち現在ある自衛隊の行動に関する法制度と整合性を軸にして、今回のMD措置に対してどのような国会関与が一番望ましいのかということを議論することは大変重要だと思っております。

次に、もう一枚表を配っていただきたいんですが、もう行っているかな、こちらに自衛隊の行動と国会との関与の関係があるんですが、MDの措置には非常に幅があると思うんですね。必ず撃ち落とさなければ国民に被害を与えるという行為もあれば、そのBMDシステムのソフトに問題が生じたりして、間違えて日本領域に向けられて、間違つて、日本領域に向けられていないけれどもそれに対してミサイルで撃ってしまったというようなことが、当然コンピュータの世界ですから想像できるわけでございます。いろんな幅が、ケースが可能性としてあると思うんですね。

それを念頭に置いて話したいんですが、この黄色のところ今回の弾道ミサイル等の破壊措置なんですが、その左側はすべて国会承認の対象になっています。当然、事前、事後の違いはありますが、すべて国会承認の対象でございます。他方、右側は、今回の国会審議において頻りに引き合いに出されました、長官も度々御答弁に立っておられます海上警備行動であるとか領空侵犯の措置、これは国会報告すら要らないということでございますが、長官はこのMDに対して本場に国会報告で十分なのかという御認識かということをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大野功統君) まず、ミサイル防衛というのは、国民の生命、財産を守るためにこれは必要かつ当然な措置でございます。撃ち落とさなければ逆に問題にされる、されていいケースだと思えます。そういう意味で必要かつ当然の措置。それから、我が国に飛来する弾道ミサイルなどの生命、財産に対する被害を防ぐために破壊するという行為にとどまるものであります。そういうことで、相手国の領域や相手国の国民に対して損害を与えることはない、さらに国民の私権に対する制限もない、こういうことで、例えばここに書いてございます、先生がお配りいただいたとおりです防衛出動あるいは命令による治安出動等に比べまして、かなりそういう意味では違っている面が

あります。

そういうことから、私は、やはり国会の承諾を必要とするような問題ではない、このように考えますし、また、しかしながら、ここが大事なところでありますけれども、やはりミサイル攻撃というのは、今、樺葉委員も御指摘いただきましたけれども、誤射による場合もあるかもしれない、しかしそれが防衛出動につながっていく可能性も否定できないわけでありまして。そういうことからして、やはり国会へ報告する、そして、しかもいろいろな意味で国民の保護と関連する問題でありますから、そういうミサイル攻撃があった場合はいち早く国民の皆様へ御通知する。このミサイル防衛の根本は、何といつても国民の皆様へ安心と安全を確実にしていく、これが一番の大きな問題だと私は思っております。そういう意味で、お知らせする、御報告する、これは大変大事なことだと思っております。

○樺葉賀津也君 今、長官正におっしゃったとおり、これは防衛出動に近い、ぎりぎりのところに寄った行為なんですね。だからこそ、我々は、報告ではなくてこれをきっちり評価する、評価できるところに託するべきではないかというふうに言っているわけでございます。私の理解では、国会の関与が強い順に言いますと、承認、承諾、報告、そして何もなしというこの四つの段階があるわけでございますが、承認と承諾に関して言いますと、承認の場合は承認だと停止しなきゃいけないんですね、その行為を。そして、効力要件として使われるということになると思います。しかし、承諾に関しては、事後に国会として政府が措置が正しかったか一定の評価すること、そして承諾することによって政府の責任を解除することに私なるというふうには理解していません。逆に承諾しないことによって政府の行為を否定するということになるわけでございますが、ここで、法制局にお伺いしたいと思います。

法制局の立場から、報告、承諾、承認、この三つの政治的意味合いと、意味合いの違いと、それ

それにふさわしい実際の政治行為、これを例示を示していただきたいと思うんですが。

○政府参考人(横山裕介君) お尋ねの政治的意義そのものについてはなかなかお答えしづらいところでございますけれども、現行法制上、この安全保障分野に限りませんけれども、行政行為に対する国会の承認、承諾の例としては、憲法で申し上げれば、条約の締結についての承認でありますとか予備費の支出についての承認、さらに法律レベルで申し上げますれば、防衛出動命令に対する承認等、多数ございます。また、国会への報告の例としては、憲法で申し上げますれば、一般国務及び外交関係についての報告や国の財政状況についての報告等がございますし、法律レベルでは各般の分野についての国会報告というものが規定されています。

お尋ねの、国会の承認、承諾と国会への報告の違いでありますけれども、明示された使い分けの基準というものはあるわけではございません。しかしながら、これまでの各般の制度を眺めてみますと、承認、承諾とされているものにつきましては、おおよそ三つぐらいの類型があるのではないかと思います。

その一つは、御指摘もございましたけれども、その承認によって一定の法的効果が発生するとするもの。二つ目としては、その承認の場合に政府として活動の終了でありますとか撤収でありますとか、一定の措置をとるべきことが定められているもの。さらに三つ目の類型として、非常に少ないものでございますけれども、予備費支出の承諾のように、その国会議決自体には法的な効果はないと解されておりますけれども、元々の予算が国会の議決事項とされていることとの関係などで、政府の政治的責任を明確にする意味で国会の事後承諾を要するとされていると考えられるものもございまして。

他方、国会への報告につきましては、国会の行為に法的効果を付与するまでの必要はないけれども、国会による政治的コントロールを確保すべき

事項について各般の分野で規定されているものと理解しております。

○樺葉賀津也君 法制局にもう一度確認しますが、特に防衛政策におきまして承諾事項を設けることが不適切だという理由や法的根拠があるんでしょうか。

○政府参考人(横山裕介君) その承諾、御指摘は多分事後承諾という点であろうかと思っておりますけれども、これまでのこの分野での事後承諾を定めている例を見ますと、やはり活動の終了でありますとか撤収でありますとか、そのような法的効果を伴うもの、そういう必要のあるもの、そういう具休の国会によるコントロールをやはり確保、担保する必要があるようなものについて規定しているのではないかとこのように理解しております。

○樺葉賀津也君 五月十二日の衆議院での本多委員の答弁に対しまして、長官は、このMD措置を国会報告にした理由、二つ言っているんですね。一つが、さっき正に長官おっしゃったように、この実力、武器を使わざるを得ない、使わなきゃ撃ち落とせないんです。これが一個の理由ですね。もう一つの理由が、防衛出動下令前にミサイルが飛んでくれば、可能性としては防衛出動につながっていくことにはならないだろうかと、そういう意味で報告は必要だと思っております。今正に長官がお答えになったとおりでございます。これが第二の理由。

正に長官がおっしゃるとおり、私は、このミサイル防衛は正に武器使用なんです。国民的な感覚では、このMDというのは、武力行使ではないにせよ、やはり明確な武器使用であります。これに關しまして、報告ではなくて、やはり武力行使では、これはもう表を見て分かるのとおり、これ承認になっていきます。ですから、これより一段低い承諾にするというのがそれは当然の政策的判断だと思っておりますが、長官、この点はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) まず承諾という場合に、それが適当か適当でないかという判断

もあると、今法制局の方から説明があったように思いますが、そういうことでよろしいんですか、法制局。――適当か不適当かという判断で承諾という問題が出てくるとなれば、これを先ほど私も強調して申し上げたつもりでありますけれども、問題は、これミサイルが我が国の領域に飛んでくる、飛来してくる、これは樺葉委員、是非とも御理解いただきたいと思うんですが、これを撃ち落とす以外には国民の生命、財産を守る手ではないんです。必要最小限の行為なんです。逆に、撃ち落とさなければ、これは責任追及されてやむを得ない、私はそういうたぐいの問題である。さらに、法的効果云々という説明も法制局から説明がありましたけれども、そういう問題ではない。

さらに、付け加えて申し上げましたのは、本来であれば、例えば海上警備行動、領空侵犯等の措置と同じような類型として考え、法的には自衛隊法上の位置付けは考えているけれども、今、樺葉委員御指摘のとおり、言わばこの問題は防衛出動に発展していく可能性がある、つながっていく可能性があるかもしれない、こういう意味からきちっと報告をしよう。もう一つ報告する理由は、やはり国民の皆様へこういうことが起こったんですよと、こういうことをしっかりと明らかにしていくことがやはり私は自後の問題を早急に解決していくためにも大事なことだと思っております。

○樺葉賀津也君 正に、撃ち落とさないという本がやられてしまふ、そのようなときに、当然これは承諾の措置があつて、そういった手続の場合、承諾しないということはないと思えます。よ、当然誤射もあるわけでございますね。そのような際に本当に報告だけでいいんだろうかということでございます。

これ誤射の場合は、それじゃどうやって政治責任を取るのか。これ本当に日本に飛んできたからこれに対応する、国会が当然承諾をすると思えます。しかし、誤射の場合と、これ国会が承諾しないことによって政府の取った行為を否定すること

になる、こういうことは、私はこういう機能をきつり持たせるということは政府にとつてもメリットがあることだと思うんですね。長官、そう考えませんか。

○国務大臣(大野功統君) 何度も申し上げておりますけれども、私は、これ撃ち落とす以外に国民の生命、財産を守る手だてございません。したがって、いまして、しかしながら報告をする、そして、もし国会で報告の結果いろんな御議論があれば、この国会の委員会の中であるいは本会議の中でそういう議論をやつていただく、こういうことが大事だと思っています。

○樺葉賀津也君 衆議院の附帯決議、十項でこう書いてあるんですね。命令が発令された場合又は弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合には、混乱の回避に配慮をしつつ、その旨を遅滞なく国民に公表するとともに国会に報告する、というふうに言っているんですが、これよく読むと、「混乱の回避に配慮しつつ」という言葉がちょっと私気になったんですが、これ公表しなくてもいい場合があるということもあり得るんじゃないか。若干逃げに読めるんですね。

私が聞きたいのはこの十項で、しかもこの十項にある、衆議院の決議の十項には、一項には掛かるんですが、三項には掛かっていないんですよ。これ考えますと、命令が発生した場合と弾道ミサイル等が飛来する場合に国民への公表や国会への報告がされない場合というのも、長官、これあり得るんじゃないでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 第一項の場合には必ず閣議決定等がございますから、これは国民に公表されます、飛来した場合にはいち早く国民の皆様、御報告、周知徹底しなければ国民の皆様様の安心と安全の確保につながっていかないと、このように思っています。私は、十項に、この附帯決議の十項に書いてありますことは、必ず公表する、国民の皆様にお知らせする、こういう精神でやつていきたいと思っております。

○政府参考人(飯原一樹君) 混乱云々とござい

ますが、基本的には、何のために公表するかということは国民保護のため、国民の生命、財産を保護するために公表するということでありまして、かかるべく緊急対処事態の認定等をするような形で公表もしなきゃいけないし、ただ具体的に、法的に八十二条の二で報告となっておりますのは、あくまで武器を使用した場合ということでございます。

○樺葉賀津也君 では、これ公表されない、若しくは国民に報告されない場合ということはあるのではないかと解釈してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) 八十二条の第二項、第一項の規定に基づく内閣総理大臣の、及び閣議決定は、これは当然公表されるということになります。

○樺葉賀津也君 仮にミサイルが飛んできた、こちらが迎撃しようとした、失敗したり誤射だったりした場合、そういうのもすべて公表されるという理解でいいんですか。

○国務大臣(大野功統君) この問題はもう何度も申し上げております。国民の皆様様に本当に混乱を生じさせてはいけない、被害を最小限にとどめなきゃいけない、どこへ避難してもらわなきゃいけない、こういう非常に国民の安心、安全、保護の問題につながってくるわけでありまして。だから、私はどんなことがあつてもいち早く国民の皆様にお知らせする、これが政府の責任だと思っております。

○樺葉賀津也君 迎撃は私、すべて成功してほしいと思っております、この技術が発達して装備が配置された場合。しかし当然、考えたくもないですが失敗する可能性もある。万が一、長官の言葉をかりれば、万が一失敗した場合、この理由によつて現場の自衛官が何らかの形で処分されるといふような可能性もあるんですか。

○国務大臣(大野功統君) 自衛官の処分という意味では、一つ一つ処分の、する場合の規定がございます。命令に従わない場合とかいろいろあると思ひます。

しかし、こういう一般的に漠然とした御質問に対してちよつとお答えしにくいなということでございますが、私はそれは別にしまして、問題の流れからいって、やはりこの国民保護の観点からいろんな図上訓練、実動訓練等をやつて万全を期していくべき、このように思っています。そういうことによつて自衛官のミス、もし万が一ミスということであれば、そういうミスもなすように、万が一のミスもなすように実動訓練、図上訓練をやつていかなきゃいけない、このように思っています。

○樺葉賀津也君 この問題は、先ほど来議論しているように、極めて長官の言葉をかりれば泥沼に入りそうなこの憲法や法律の議論と、極めて技術的な、私たちが理解し得ないような技術の問題、そして現場の政治状況等、いろんな意味で非常に複雑な問題だと思つております。是非この国会の関与の在り方等につきましても、この法案が可決されるか否決されるか分かりませんが、この後もやはりきちつと随時この議論はしていただきたいし、また国会の関与の在り方等についても、適宜変えるときがあつたら、また変える必要があると思われれば、そのように是非対応をしていただきたいと思ふんですが、長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) ミサイル防衛というのは我が国として初めての試みでございますし、これは私は国民の皆様様に安心と安全を確保する、こういう意味で大変大事な問題、そして今までの日本の防衛というこの分野の中で考えてみますと、そのミサイル防衛だけはちよつと欠けています。たな、欠けていた、これを埋めていくわけです。万全を期する、こういう意味で私は、今ベストの選択として進んでいっているわけでありまして、そういう意味で申し上げますと、世論調査、朝日新聞の世論調査を見ましても、三分の二の国民の皆様がミサイル防衛にイエスとおっしゃつてくださつています。このことを考えましても、やはりこういう安心と安全、今のこのミサイルからテロ、非常に多様化した脅威の中で、日本の防衛、

欠落しているところはやつぱり埋めていかなきゃいけない、こういう思いで、万全を期してやつてまいりたい、このように頑張つてまいります。

○樺葉賀津也君 残り二分になりました。尊敬する今津副長官にお伺いしますが、その手に付けていらっしゃる黄色いバンド、それはどのようなメッセージでしょうか。

○副長官(今津寛君) これはアメリカのNPOが発信しております、がん患者、お金のないがん患者がいるものですから、そういう方々の御支援をするための、そういうバンドです。

○樺葉賀津也君 ありがとうございます。イエローバンドということ、がん患者のために今世界でキャンペーンをやつております。

私が付けているのは、これホワイトバンドといひまして、世界の貧しさ、ほつとけない世界のまづしさ、キャンペーンというのをやつていまして、世界じゅうのセレブの方々、そして日本のスポーツ界や芸能人等も一緒になつて、今三秒に一人、世界の子供たちが貧困で今この時点も命を落としています。そして、約一億三千万、日本の人口と全く同じですが、この子供たちが勉強したくても学校に行けない状況、そしてその四分の三が女の子だという現状。世界じゅうには、この日本にもたくさんほつとけないことはあるんですが、世界じゅうに貧困という問題でほつとけない問題が一杯ありまして、お金を出すとかそういうことではなくて、とにかくこういう問題があることを忘れないでいふというキャンペーンを今世界じゅうでやつております。

アメリカという国は大したところがたくさんありまして、自由の女神もこのホワイトバンドをやつたことがありました。イギリスのビッグベンも、白い布を時計の周りに巻きましてこのキャンペーンにビッグベンが参加したというように、今津副長官の運動にも敬意を表しながら、是非この世界のほつとけない問題も御関心を持っていただきたいということを最後に申し伝えまして、質問を終わりたいと思ひます。

○荒木清寛君 まず第一に、ミサイル脅威に対する評価についてお尋ねいたします。

新防衛大綱でも弾道ミサイルの拡散を新たな脅威として挙げているわけであります。そこで、大臣に、我が国について、いかなるミサイルの脅威がどの程度あり、もしその脅威が実現した場合の被害をどう想定しているのか、御報告願います。

特に北朝鮮に関しましては、懸念国であります北朝鮮に関しましては、今のところ、ミサイル発射モロトリアムを続けておりますけれども、このミサイル技術の海外売り込みは認めているところであり、その売り込み先での実験データがまた北朝鮮に還流しているという疑いもあるということでもあります。そこで、特にこの北朝鮮に関しまして、ノドンミサイルの配備状況や新たな弾道ミサイルの開発状況についてどう分析しているのか、このことも御報告願います。

○政府参考人(飯原一樹君) ミサイル防衛の基本的な事実関係、また防衛庁の評価でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、ミサイル防衛システム、先ほど大臣からもお答え申し上げましたとおり、特定の脅威を念頭に置いたものではございませんが、我が国周辺における弾道ミサイルの状況については、北朝鮮は我が国のほぼ全域を射程に収めるノドンミサイルを保有、配備していると、また中国はDF3ないしはDF21など日本に届くようなミサイルを保有していると、またロシアもそうしたミサイルを保有しているというのが客観的な状況でございます。

また、想定される被害ということでございますが、これは基本的には弾頭の種類、核弾頭のケース、それから化学、細菌あるいは通常弾頭と、これで大幅に異なりますし、また着弾した地点若しくは気象状況によっても大きく変わりますが、もちろん最悪のケース、かなり大型の核弾頭が人口密集地に落ちた場合には相当の被害が生じるところでございます、それは理論的には考えられるところでございます。

でございます。

〔委員長退席、理事浅野勝人君着席〕

また、北朝鮮のミサイル開発の状況等の御指摘がございましたが、私どもとしてはかなり開発が進んでいるという認識をいたしております。

これにつきましても、例えば北朝鮮は、いろんな情報から、諸外国にミサイルを輸出していると、またその輸出先での実験結果等がフィードバックされているのではないかとというようなことも言われておりまして、それらを材料にもいたしまして、かなりの開発が進んでいる状況にあると。ただ、現在、モロトリアムということで、ノドン級のミサイル以上のミサイルについての実験は現在のところ行っていないという状況であるということに認識をいたしております。

また、具体的な配備状況につきましては、これは北朝鮮が具体的に何発保有しているかということとを言明しておりませんし、また極めて閉鎖的な国の実情でございますので、私どもとして確たることを申し上げられる状況にないわけでございますが、いろいろ、諸外国の発言等では、ノドンでは百ないしは百七十から二百とかいったような証言をした例もあるというふうに承知いたしております。

以上でございます。

○荒木清寛君 次に、費用対効果の観点についてお尋ねいたします。

BMDシステムに係るコストは、どのような装備をどの程度の量、どこに配備し、そのことによっていかなる目標をどの程度防護するかということによって算定するわけです。そういう意味では、不確定要素が非常に多いわけで、常識的には現段階でそのコストを算出するのは難しいと思います。

しかし、長官も累次の答弁で全体のコストを約一兆円というようなことを言われておりまして、ある意味で、まあめどではありましようけれども、上限を設定しているわけですね。そういう算出をした根拠について御説明願います。

○政府参考人(飯原一樹君) では、大臣が申し上げました数字の内訳でございますが、イージス艦システム四隻の改修に約二千億円、それからPAC3につきまして三千億円、それから警戒管制レーダーにつきまして、FPS-XX及びFPSの3改の能力向上等に千五百億円、そのほか維持整備関連経費あるいは日米共同技術研究開発経費を含めれば、下限を取れば八千億円、上限を取れば一兆円というのが私どもの現在の見積りでございます。

○荒木清寛君 特に新防衛大綱の別表では、PAC3の高射群を三個高射群とするということになっております。これは言うまでもなくオールジャパンをカバーできないわけでありまして、これに本邦に国土の防衛ができるのかという疑問は持つわけですね。これは、もうコストの関係でそうせざるを得なかったのか、あるいは防衛システム上それで足りるという判断なのか、どちらでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) まず第一に御理解をちょうだいしたいと思いますが、このミサイル防衛システムというのは二重になっているということでございます。イージスでミッドコースで迎撃して、さらにPAC3高射群でターミナルコースで迎撃すると、こういうことでございまして、したがって、ミッドコースで撃ち落とす、万々が一撃ち落とすものを最終コース、ターミナルコースで迎撃するというところでございまして。

そういうことを前提にして申し上げたいと思うんでありますけれども、イージスBMDは半径数百キロメートル、これはもう先生御存じのとおりであります。このPAC3の方は半径数十キロメートル。確かに、この三個高射群では少ないんじゃないか、こういう御指摘もあらうかと思っております。しかし、これは移動できる態勢にはなっている、しかし移動に時間掛かるじゃないか、いろんな議論があるかと思えます。

この点を考えますと、やはり我々としては、ま

ず考えなきゃいけないのは、このPAC3によりまして、政治的あるいは経済的な機能、ファンクシオンが集中している地域、これはやはり考えておかなきゃいけない、さらに、いろいろな情報によってそれを移動させることも考えておかなきゃいけない、こういうことであります。

いずれにしましても、機動的に移動、展開可能なシステムであり、状況に応じてPAC3の方は適切な位置に配置していく、こういう考えでやってまいりたい、このように思っています。

○荒木清寛君 今回のPAC3の配備について、政治的、経済的機能の集中というようなことを考慮するというお話ですが、軍事的といいますが、そういう機能のあるところという観点はないんですか。

○国務大臣(大野功統君) これはもちろん軍事的という意味合いもあるかと思えます。しかしながら、それは総合的に判断するわけでありますけれども、国民の生活、国民の生命、財産を保護する、これが一番の目的でございます。そういう意味で私はあえて政治的、経済的機能の集積する地域と申し上げておるわけであります。当然いろんな配慮があつて総合的には判断していかなくない、こういう問題があると思えます。

○荒木清寛君 次に、中国など周辺国の対応を含む外交的配慮についてお尋ねいたします。

〔理事浅野勝人君退席、委員長着席〕

我が国のBMD導入につきまして政府は周辺諸国に対しましてどのような説明をしておりますか、また、これに対する反応はどうか、御説明願います。

○国務大臣(大野功統君) 我々は日本の防衛政策、特に昨年末改変いたしました新しい防衛大綱に基づいて、二つの事柄が特に言えるのではないかと。

一つは、脅威の多様化によって、言わば抑止力も大事だけれども、抑止力というよりもむしろ対応力が必要なんだと。それはミサイル防衛から、あるいはミサイル防衛からテロやゲリラ、島嶼防

衛まで含んで対処していかなくやいけない。テロについては、特に抑止力があつてもテロ攻撃があるわけですから、この問題は考えなくやいけない、これが一つであります。いわゆる多機能、弾力的、実効性のある防衛力。

それからもう一つは、言わば国際的な安全保障環境を改善していこうと、こういう問題であります。このことにつきましては、私どもも海外で国防大臣等に会う場合には必ず十分に説明しておるわけでございます。その際問題になるのが、一つは今、荒木先生おっしゃったようなミサイル防衛、一体どうなるんだ、それからもう一つは、国際的に日本が外国での活動を重視している、これは一体どういう意味なんだと、こういう二つがやはり外国からの一つの質問として出てくるわけでございます。

特に中国といえますと、先生御存じのとおり、日本は憲法改正を推進し、これは二〇〇四年中国の国防というものでございませうけれども、その中で日本については、日本は憲法改正を推進し、国防、安全保障政策を変化させ、ミサイル防衛システムの開発を進めるとともに、海外での自衛隊の活動を活発化させている、こういう記述ももう既に出ていくわけでありませう。しかしながら、今申し上げましたとおり、我々は日本の防衛政策について基本的に透明にしていって、透明性ということでも説明をしているところでございます。

BMDSシステムにつきましては次のような説明をいたしております。相手方が我が国に対し弾道ミサイルを発射しない限り実際に活用されることはないんですよ、それから、それ自体がいわゆる攻撃能力を持たない純粋な防衛的なシステムですよと、こういう説明をしているところでございます。

このようなBMDシステムというのは、純粹に防衛的であるという特性を持っております。そして、我が国の専守防衛という理念に合致するものであります、というようなことで理解を求めてきておりますし、それから、お尋ねではございません

んが、国際活動の方につきましても、これは平和を構築していくとか、いわゆる安全保障環境を良くしていくためにやっているんです、こういう説明をしておるわけであります。

そういうことで、中国の防衛白書にある我が国の対外軍事活動というのは、どうぞ理解してもらいたいのは、テロ対策特措法とかイラク復興支援特措法とか、こういうことに基づく活動であります。国際的なテロとの人類の、人類がもう共同してやっていかなきゃいけない国際的なテロとの戦いに取り組んでいるんです、こういう説明をいたしてきておるところでございます。

○荒木清寛君 次に、弾道ミサイルの拡散とこのBMDの関係につきましてお尋ねします。

我が国のBMD導入は、周辺国との関係におきまして、軍拡を誘発をするのか、それとも不拡散、軍縮管理に寄与するののか、どちらであると分析しておりますか。

○国務大臣(大野功統君) 我々が今導入しようとしておりますBMDシステムというものは、今も御説明いたしましたけれども、相手国が、相手側が日本をねらって弾道ミサイルを発射しない限り、実際には活用されるものではありません。我が国の考えておりますBMDシステムというものは、攻撃能力を持たない純粹に防御的なシステムであります。そういうことで、このような純粹に防御的という特性は我が国の専守防衛という思想に合致するものであります、私はこういう考え方は周辺諸国の軍拡を誘発するものでは絶対ない、このように思っておりますのでございます。

BMDの導入を進めることは、弾道ミサイルの国際的な拡散や使用に対して逆に抑止していく効果がある、私はこのように信じております。

○荒木清寛君　これは午前中の参考人質疑でも累次議論されまして、懸念国としましては米国の攻撃能力も我々と一体として見るということですから、私はそうした懸念国のミサイル増強を促す可能性もなしとは言えないと思うんですね。しかし、そうは言いまして、やはり唯一積極的な防

衛手段がBMDでありますから、これはもう選択をせざるを得ないのではないかと、いうふうに私は思っているんです。

最後に、日米同盟の信頼性についてお尋ねいたしますが、今回のこのＢＭＤシステムの導入によりまして、日米同盟関係の信頼性が高まり、米国の抑止力がよりよく機能するという効果は期待しているのか、大臣に見解を求めます。

○**國務大臣（大野功統君）**　日米同盟、世界の中の日米同盟の信頼性との関係でございます。

私は、やはり今、荒木委員若干お触れになりましたけれども、懲罰的抑止力という観点から見ますと、やはりミサイルとそれから日米安全保障条約、これが組み合わさって懲罰的抑止力の効果があるんじゃないか、それから、もちろん拒否的抑止力という観点から見れば日本のBMDシステムというのはその効果があるのではないか、このように思っています。

そこで、大事なことは、日米関係との関係が、日米関係という意味でミサイル防衛はどういうふうにとらえていくべきなんだろうか。ミサイル防衛をやった場合、やはり一番大事なことは情報の共有であり、情報の交換であり、お互いに情報を分析していくというところであります。そこで、更にこの日米関係が強化されていく。

それから、運用面でも私はそのように思います。仮に、分かりやすい例で言いますと、アメリカのイージス艦が日本海近くに、日本の近辺にいる、こういう場合も想定できるわけであります。そういうときに、アメリカのイージス艦が日本の防衛に参加、日本の自衛隊とともに運用面で協力し合っていく、このようなことが考えられると思います。

それから、さらにもう一つ申し上げますと、今ミサイル防衛につきましては日米で共同技術研究をやっております。さらに、それが開発段階を迎え、場合によっては生産段階、共同生産段階を迎えることになりましたけれども、やはりそういう面で、ミサイル防衛につきましては日米が一体と

なつてミサイルという脅威に対して対応していく、こういう場面が考えられると思います。

いずねにいたしましたが、今申し上げましたように、今後、米國とミサイル防衛に関しましては、情報面、運用面での協力につきまして、この今御審議いたしております法案を踏まえて密接に連携する、そして調整していく、こういうことが出てまいると思っております。

○緒方靖夫君 ミサイル防衛で国民の生命、財産を守るということが度々言われますし、そのことが今回の法案の一つの大事な点、たという話でございいます。

そこで、今日はその問題について防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

ミサイル破壊措置の二段階目のPAC3の問題
 なんですけれども、全国に六個ある高射群のうち
 三個に配備して、そして、教育用だとしているも
 のも三個あると、三個の高射群で日本の全体をカ
 バーできるのかという点について、まずお尋ねい
 たします。

○国務大臣(大野功統君) 度々申し上げておりますけれども、まず第一に、日本の今から考えておりますBMDシステムというのは二重の構えになっている、このことを前提にPAC3の問題についてお答えしたいと思います。

まず、PAC3三個群、三個高射群じゃないか、これで大丈夫かと、こういう御質問かと思えます。

より攻撃を受ける危険性が高いと考えられています。先ほども申し上げました、政治、経済の機能が集中している地域などについて、PAC3により守ることといったしております。これも、PAC3というのは、委員御存じのとおり、機動的に移動することができ、機動的に展開可能なものである、こういうことでありますから、状況に応じて適切な位置に配置していくということでございます。

○緒方靖夫君　今の長官の御答弁で、結局、日本全土すべてはカパーできないということになると

思うんですね。そうすると、実際何割カバーできるのかと、それはどういうふうにごらんになっていきますでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) まず、もう一度前提条件、くどいように申し訳ありません、二重の防衛であります。一層目、ミッドコースで迎撃できる可能性極めて高い。そして二層目は、PAC3は移動可能、展開可能であります。そして、その上に加えて、その上に加えて様々な情報という問題が出てまいります。情報を収集することによって、どの辺りということが分かる可能性は否定できません。したがって、情報収集に最善の努力を尽くしてまいります。

そういうことで、私が今申し上げたいのは、万全を尽くしてまいります、この一言であります。○緒方靖夫君 問題は、情報をよく収集したいとおっしゃられるその情報というのは、結局、これまでの答弁等々を見ても、早期警戒情報等々、結局、アメリカとの緊密な情報を共有するということを通じて行われるということになりますよね。○国務大臣(大野功統君) アメリカとの情報交換、情報の共有、非常に大切なことであります。このことは、早期警戒情報その他、いろいろな情報があると思います。しかし、その他のいわゆるヒューミント情報も含めて、私は、これからの日本の防衛というのは情報というのが大変大きな役割を果たしていくものとして情報収集には万全を期したい、このように思っております。

○緒方靖夫君 私は、長官がよくミサイル防衛に取り組んでいく主体は日本であるとおっしゃられます。しかし、結局、PAC3の段階でカバーし切れない。しかし、その前のイージス艦の段階でかなり撃ち落とす可能性があるとおっしゃられる。しかし、その際、やはり結局アメリカの情報、これがやはり非常に大事だとおっしゃられるわけですね。

ですから、私は、その点では、ちょうど前回の委員会では長官は自己完結的におっしゃられたけれども、そういうことでは到底ない。私は、この問題の非常に大きな問題は、やはりアメリカの

情報、そしてまたアメリカのシステムに依存しているという、その点に大きな問題があるということとを指摘せざるを得ないと、そういうふうにいると思います。

そこでお願いしたいんですが、結局対象から、PAC3の対象から外れた地域、それをどうするかという問題ですけれども、結局、今のお答えで言うと、第一段階のイージス艦で落とす、そういうことになるんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) その御質問に入る前に申し上げたいのは、情報といった場合、私は、二つ分けて考えていた。だいたいと思っております。一つの問題は、一体どういう国から、どういう国がどういう構えをしてどういうミサイル発射の兆候が出てきているのか、こういう問題、どこをねらおうとしているのか、これはやはり事前の情報であります。それは、先ほど申し上げましたヒューミント情報を始めいろいろな情報を考えていかなきゃいけない。

それからもう一つの情報というのは、やはり発射後の情報でございます。発射後の情報としては、今、緒方先生、早期警戒情報を始めいろいろな情報があると。レーダーもございます。それから、日本が持っているレーダーもあります。アメリカのイージス艦が持っているレーダー情報もありましよう。そういう意味じゃ、それをお互いに共有していかなきゃいけない、こういうことはあるかと思えます。

お尋ねの、イージス艦だけが頼りじゃないかと、こういうような御質問かと思えますけれども、このことは度々お答え申し上げておりますけれども、このミッドコースから最終のターミナルコースに入ってくる場合には、やはりこのPAC3、今のところはPAC3というところしかないわけでありまして、PAC3、三つの高射群ということでありまして、これじゃ足りないだろう。全城守るとすれば、これは半径数十キロメートルをカバーするわけですから、この三つに到底足りないことはだれから見ても明らかであります。そこで、申し上げているのは、様々な情報、ま

ず第一には政治と経済が集積している場所、第二にはいろいろな情報を勘案して展開可能な、移動可能なPAC3をやつていこうと、こういうことを申し上げているわけでありまして、そういうシステムの中で情報収集を始めとして最善を尽くしていく、これが我々の立場でございます。

○緒方靖夫君 PAC3では足りない。そして、また、イージス艦でということになったときに、私、イージス艦でも、じゃこれで日本全体をカバーできるのかという問題がやはり出てくると思ふんですね。

私、防衛庁から提出いただいた資料、手元にあるんですけども、四隻のイージス艦がどう運用されているかという点について、平成十二年度から十六年度までのものがあります。これを見ますと、インド洋に派遣、アメリカに訓練派遣、年次定期検査、四隻のイージス艦、大変忙しいわけですよ。それで、二隻そろそろとき、まあ月です、非常にまれですよ、二隻でさえですね。ですから、二隻あればという、そういうことを言われるんだけれども、これ自身、長官の御説明からしても大変矛盾している。その第一段階のイージス艦で対応することも、これでは不可能ではないですか。

○国務大臣(大野功統君) 日本のこのBMDシステムというのは、八十二条の一項と三項に分けておるわけでありまして。兆候があれば、これはもう絶対守つていこうというございます。そのときは何が何でもイージス艦さつとそろえて、そつと対応していく。だからこそ一項があるわけですね。

二項、いや失礼しました、第三項のケースでありますけれども、第三項のケースというのは、兆候はなくても、仮に事態が急変してミサイルが飛んでくるような場合、こういう場合に、せつかくこのイージス艦でミサイル対応が可能であるの、そういう構えをしておかないと、これは日本の安全にとつてこれはもつたないことじゃないか、こういうことで、そういう場合でも対応できるようにという趣旨で、言わば補完的な、一項を

原則として、三項は補完的な考え方でつくっているわけでありまして。

だから、イージス艦足りないぞ、日本の守りはこれは不安じゃないかと、こういう御指摘は、私は、一項と三項と分けることによりまして、脅威がある場合は絶対守ります、こういう姿勢を取っているわけでありまして、脅威がないとしても、ゆとりがあつて、そして、せつかくイージス艦があるのに対応できないことは、これはおかしい。だから、そういう場合でも補完的に対応していこうと、こういうことでございますので、先生が御指摘のように、イージス艦も、それは国際任務とか他の業務があることは事実でございます。それを効率的に、日本のミサイル防衛にとつて効率的に配備していこう、これが今回の法案の考え方です。

○緒方靖夫君 二、三隻あれば守れると言っている、そのそばで、しかし、二、三隻が保障できない時期はこれだけあると。しかし、そういう兆候が現れたら態勢取ると。これは、私は、増やして、イージス艦を増やすと言っているわけじゃないです。しかし、政府の説明には矛盾だらけだということとを述べたいと思ふんですね。その点では、やっぱり態勢が取れないですよ、すぐには。インド洋からイージス艦をすぐ戻すわけにいかない。このことははっきりしているわけですね。それから、長官の御答弁というのは、結局、かなりの確度でミサイルを迎撃できるということを大前提にした御答弁だと思ふんですね。

実際、先ほど榛葉議員から、SM3についての実験の結果についての御報告がありました。それじゃ、PAC3について、十二回のうち十回迎撃に成功していると言われている。この中身はいかがですか。私はその話を伺つて、なるほど、同じものだと思ひました。つまり、必ずPAC3で撃ち落とせるというこの結果が示されているのかどうか、端的にお答えください。

○国務大臣(大野功統君) ペトリオットPAC3で試験の結果でございます。十二回の試験のうち十回成功ということを含ま

で申し上げてまいっております。

○緒方靖夫君 その内容が、つまり撃ち落として成功したというのではなくて、段階を追っているんですよ、その場合でも、ちょうど先ほどS M 3についてお話がありましたように。

私、一つ具体的にお伺いしたいんですが、例えばその中にデコイを使った実験というのはあるんですか。

○国務大臣(大野功統君) デコイを使った実験はやっておりません。

○緒方靖夫君 今かなりこうしたことがここでも現実の問題として議論されている。そして、デコイを例えば一発、二発使われたらもう対応できないと、そういうことがもう言われている。

そしてまた、今日の午前中の参考人質疑の中でも、まあその一〇〇%の確率ということはあるけれども、これは当然のことですけれどもね。しかし、それに近づくということもやはり大変だということをお話を聞きながら痛感いたしました。

私、そこでつくづく痛感いたしますのは、アメリカのこれを担当している軍事専門家も含めて、この問題については、結局、詳しい詳細については公表されていない。どんな状況で実験をして、どういう結果が出たのかということについて詳しくは公表されていないという、そのことがアメリカでも指摘されております。

私はここでお願いしたいと思ひますのは、やはり可能な限りこの問題、オープンにしていって、このことがどうしても避けて通れないと思ひます。なぜならば、かなりの確度で撃ち落とすということとを前提にしてすべて答弁組み立てられているわけで、実際これがどうかということ、これが実際どうなっているかということが非常に大事なわけですよ。ですから、今日の午前中の参考人の質疑も、技術的にどうかという点でも非常に大事だったと思ひます。

そこで、委員長にお願いしたいと思うんですが、けれども、やはり可能な限り、出されたものにも詳細非公表ということは一杯付されている。まあ、公表できないことがあることは当然認めます。し

かし、この委員会でもまともな審議ができるような形の資料をやはり出していただく、このことはどうしても今後審議を進める上で必要だというふうに痛感しておりますので、是非この件について御協議をお願いしたいと思います。

○委員長(林芳正君) ただいまの件につきまして、後刻理事会において協議することといたします。

○緒方靖夫君 じゃ、以上のことをお願いして、質問を終わります。時間になりました。

○大田昌秀君 最初に、外務省にお伺いいたします。

宇宙空間には各国の警察権が及ぶのかどうか、御説明ください。

○政府参考人(林景一君) 警察権とおっしゃることの意味によるのでございますけれども、これが、今回問題になっておりますような説明として、国内法上あえて警察権の行使と整理しておりますような、まあ言わば自衛権の行使ではないけれども国際法上認められる範囲内で一定の強制性を持つて国内法を執行する行為というような意味でもしこれをとらえるとした場合に、そういうものをどういう範囲で実行することができるのか、執行することができるといふことでございまして、すけれども、これは、宇宙空間におきましても、国際法上、国家が一定の強制措置を含みます必要な措置をとることができるというところは、そういう場合がございまして。

○大田昌秀君 防衛庁長官にお伺いいたします。一九六七年十月に我が国が批准した月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、いわゆる宇宙条約の第二条は、「月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によつても国家による取得の対象とはならない。」と定めております。つまり、宇宙空間においては国家主権の主張を禁じています。

長官は、去る七月五日の本委員会、大気圏外の宇宙空間でも自国の警察権の行使としての弾道ミサイル迎撃は可能との見解を示されました。

そこで伺いますが、大気圏外への迎撃ミサイルの使用と宇宙条約第二条との関係はどのような整合性を持つのか、御説明ください。

○国務大臣(大野功統君) 弾道ミサイルというものを考えた場合に、我が国の国民の生命、財産を絶対守らなさいいけない。これは、我が国に飛来することが明確になった段階ではこれはもう撃ち落とす以外に我が国の国民の生命、財産を守る手だてございません。必要かつ当然の措置である。これはもう本当にこのことを考えておらなさいいけないわけでありまして。

もう一つ申し上げるのは、宇宙空間の利用というのは平和的利用、このことは頭に重くあつてこういうような条約ができていんだらうと思ひますけれども、この今回の行為というのは自衛権の行使ではありません。自衛隊法上の任務としては公共秩序の維持ということに該当する。あえて整理すれば警察権の行使ということでは度々申し上げているとおりであります。したがって、法体系におきましても、自衛隊法の八十二条、八十四条の類型ということで考えておるわけでありまして。

ミサイルというのは大気圏外を高速で高度で飛来してまいるわけでありまして、それを破壊するわけでありまして、あくまでも我が国の領域における国民の生命、財産を守る、これが目的であります。武力行使ではありません、他国に対する武力行使ではありません。我が国に飛来する弾道ミサイルを破壊するだけでありまして。そして、弾道ミサイルを破壊しなければ多大な生命、財産の被害が起こる。これを考えますと、防止するために他に手段がない、そういう意味で、私は今御指摘の宇宙条約との関連では問題がない、このように考えております。

○大田昌秀君 今の御答弁をお聞きしておりますと、国家主権を主張できるというふうに関係するわけなんです、違いますか。

○政府参考人(林景一君) 若干、条約の方の関係でございますので、ちょっと私の方から技術的に御説明させていただきますけれども、宇宙条約の

第二条の今御指摘の規定でございますけれども、これはちょっと読ませていただきますが、「月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によつても国家による取得の対象とはならない」、つまり国家がその宇宙空間を使用したり占有したり占拠したりすることによりまして、それが言わば権原といひますか、権原の根拠とする、そういう主張はできないのだということでございます。今回の場合は、そういう我が国が何かその、そういう、そういう意味における国家の主張をしていると、あるいはしようとしているということではございません。あくまでも、先ほど長官の方からお話ございましたように、我が国の国民の生命、財産を守るために必要不可欠な場合の措置として、そこに、宇宙空間において対応措置が行われることがあるということでございますので、この二条の趣旨とは何ら矛盾するものではないというふうな考えております。

○大田昌秀君 それでは、確認させていただきます。

大気圏外でも警察権の行使はできるという意味ですか。

○政府参考人(林景一君) 先ほど申しましたとおり、その警察権という整理は、これは国内法上の整理として御説明しているところでございます。国際法上これをあえて評価するとすれば、恐らく一定の強制性を伴った行為ということを国内法に従って執行できるかどうかということだろうと思ひますが、そういう意味におきましてのお話ということでございまして、宇宙空間においてこの今回のような措置をとるということは当然に認められるというふうな考えております。

○大田昌秀君 それでは、改めて伺いますが、今長官がおっしゃった大気圏外の宇宙空間でも自国の警察権の行使としての弾道ミサイル迎撃は可能という御見解は、軍事的利用を禁止した第四条の規定とどういう整合性を持つのでしょうか。

○政府参考人(林景一君) 済みません、第四条とおっしゃる趣旨は、宇宙条約の第四条でございます。

平成十七年七月二十一日印刷

平成十七年七月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A